

だれもが住みたくなる
福祉滋賀のまちづくり条例
解 説 集

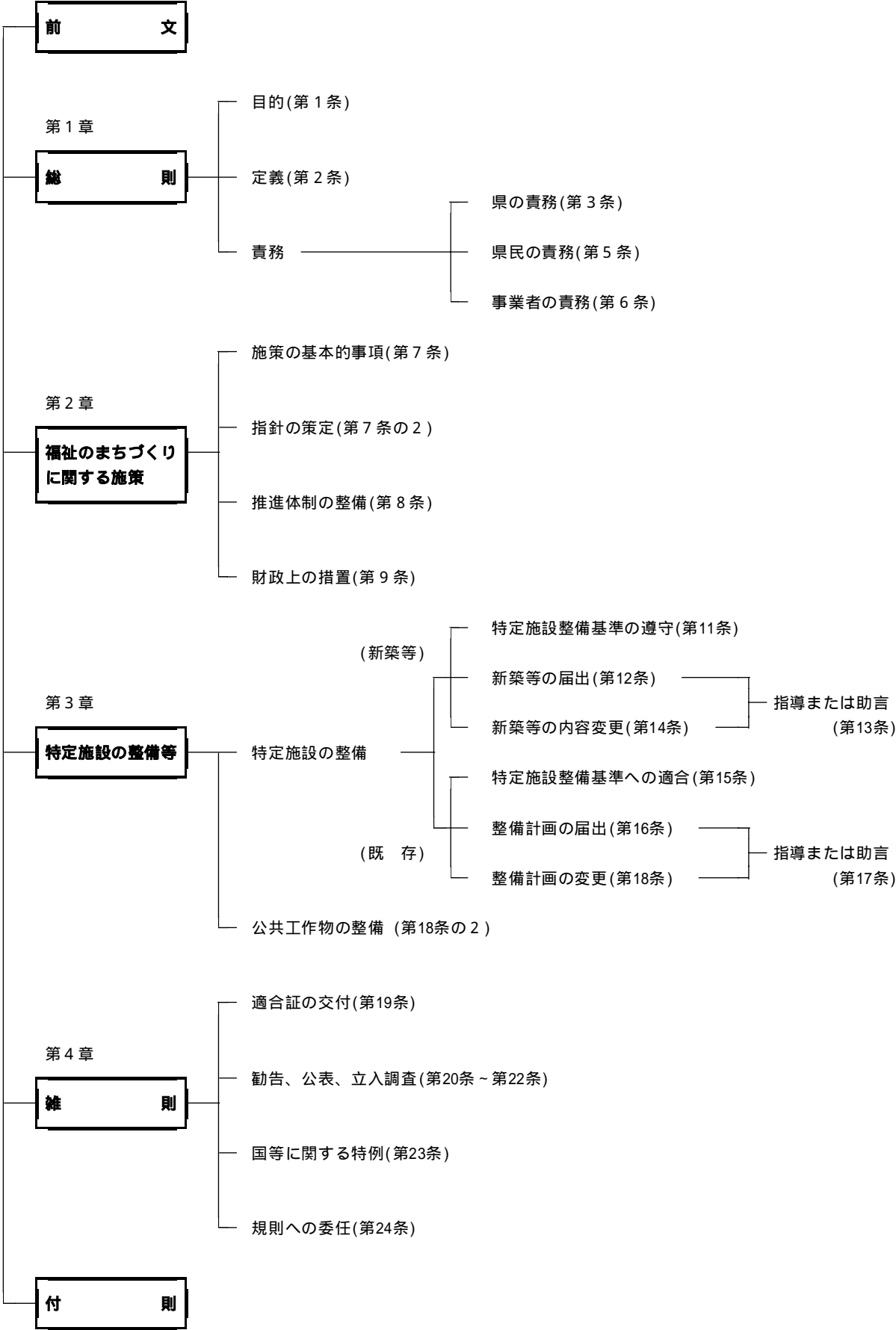
滋 賀 県

目 次

1	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の概要	1
	条例の構成図	3
	条例の概要	4
2	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の解説	7
3	公益的施設等および特定施設の解説	29
4	特定施設整備基準の解説	55
5	参考資料	95
	事前届出制度の概要	97
	条例に基づく事務手続きの流れ（建築物）	98
	条例の対象施設一覧表	99
	医療、福祉施設に関する用途区分一覧表	102
	条例と関係法令等における対象施設および整備基準の関係	103
	対象施設ごとの特定施設整備基準適用一覧表	104
	特定施設の適用関係について	106

1 だれもが住みたくなる福祉滋賀の まちづくり条例の概要

条 例 の 構 成 図



条 例 の 概 要

【前 文】

県民一人ひとりが自助と連帯の精神に基づき、社会に積極的にかかわるとともに、県、県民および事業者が協働して、高齢者、障害者等の行動を阻む様々な障壁を取り除き、一人ひとりの多様性を理解し、尊重することを基にして、すべての人が円滑に利用できるよう配慮された生活環境を整備することにより、だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に生きがいを持って暮らすことができる福祉のまちづくりを進める

【目 的】

だれもが住みたくなる福祉のまちづくり（以下「福祉のまちづくり」という。）に関し県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、高齢者、障害者等にとって安全かつ快適な生活環境の整備を図る等福祉のまちづくりのために必要な施策を推進し、もって県民の福祉の増進に資する

【定 義】

高齢者、障害者等

高齢者、障害者、妊産婦、難病患者、病弱者、乳幼児を連れた者等で、日常生活または社会生活における行動に制限を受けるもの

公益的施設等

多数の者の利用に供する建築物、官公庁舎、道路、公園、駐車場および公共交通機関の施設

公共車両等

一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車および船舶

【責 務】

県の責務

- ・福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策の策定、実施
- ・自ら設置または管理する公益的施設等の整備についての配慮

県民の責務

- ・福祉のまちづくりに関し、理解と実践に努めるとともに、県の施策に協力
- ・公益的施設等および公共車両等について、高齢者、障害者等の利用の妨げとなる行為をしない

事業者の責務

- ・県の施策に協力
- ・設置もしくは管理する公益的施設等または所有もしくは管理する公共車両等を安全かつ快適に利用できるよう努力
- ・安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅の供給の努力

【福祉のまちづくりに関する施策】

施策の基本的事項

- ・福祉のまちづくりの学習および啓発活動の推進
- ・移動・交通対策の推進、公益的施設等の整備の促進および整備に関する情報の提供
- ・ボランティアに関する活動情報の提供および養成研修の実施
- ・視聴覚障害者に対する情報提供手段の充実
- ・住宅対策の推進
- ・福祉用具の技術的な支援および普及
- ・すべての人が利用できる物品の研究開発の促進

指針の策定

推進体制の整備

財政上の措置

【特定施設の整備等】

特定施設

公益的施設等のうち一定規模以上の規則で定めるもので、整備基準の遵守および事前届出等の対象となるもの

病院・診療所等、社会福祉施設等、公会堂・集会場、図書館・博物館等、金融機関等、郵便局、公益事業施設、劇場・映画館等、公衆便所、火葬場、工場（見学施設を有するもの）、学校等、自動車教習所等、公衆浴場、購買施設等、サービス施設、飲食店等、体育館等、旅館等、展示場、遊技場、自動車車庫、事務所、共同住宅等、官公庁舎等、道路、公園、駐車場、公共交通機関の施設

特定施設整備基準

特定施設のうち多数の者の利用に供する部分の構造、設備の整備に関し、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項について、規則で定める基準

（建築物）：廊下等、階段、傾斜路、便所、敷地内通路、駐車場、利用円滑化経路（段差、出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター等、敷地内通路）、案内場所までの経路、授乳場所、観覧席・客席、浴室等、更衣室およびシャワー室、客室、受付カウンター等、公衆電話所、券売機、案内標示等、緊急時の避難設備、休憩設備

（道路）：歩道等

（公園）：出入口、園路等、便所、ベンチ、駐車場、受付カウンター等、券売機、改札口、案内標示

（駐車場）：車いす使用者駐車施設、出入口、駐車場内の通路

（公共交通機関の施設）：移動円滑化経路、通路、傾斜路、階段、視覚障害者誘導用ブロック等、案内設備、便所、乗車券等販売所、待合室および案内所、券売機、休憩設備、鉄道駅、乗船場、授乳場所、公衆電話所

特定施設の新築等

- ・特定施設整備基準の遵守を義務づけ
- ・事前に知事への届出を義務づけ
- ・特定施設整備基準に基づき指導、助言

既存の特定施設

- ・特定施設整備基準への適合に努力
- ・整備計画の届出（知事が特に整備の必要があると認めるとき）
- ・特定施設整備基準に基づき指導、助言

公共工作物の整備

- ・設置もしくは管理する公共工作物を安全かつ快適に利用できるよう努力

【雑 則】

適合証の交付（請求行為）

担保規定

・勧告

特定施設の新築等の届出を行わずに工事に着手したとき

特定施設の新築等の届出と異なる工事を行ったとき

既存特定施設の整備計画の届出を行わないとき

・公表

特定施設の新築等の届出に関する勧告に従わないとき

国等に関する特例

2 だれもが住みたくなる福祉滋賀の まちづくり条例の解説

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の解説

前 文

あらゆる人々が個人として尊重され、住み慣れた家庭や地域社会でいきいきと生活し、完全参加と平等を享受できる社会こそ、これから私たちがめざすべき社会である。

こうした社会を実現するためには、県民一人ひとりが自助と連帯の精神に基づき、社会に積極的にかわるとともに、県、県民および事業者が協働して、高齢者、障害者等の行動を阻む様々な障壁を取り除き、一人ひとりの多様性を理解し、尊重することを基にして、すべての人が円滑に利用できるよう配慮された生活環境を整備することにより、だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に生きがいを持って暮らすことができる福祉のまちづくりを進める必要がある。

滋賀では、琵琶湖をはじめとする穏やかな自然にはぐくまれた人情細やかな風土の中で、多くの先人たちにより、一人ひとりの命をかがえのない尊い命として大切にす福祉の心がはぐくまれてきた。

私たちは、この滋賀の地に培われた福祉の土壌を活かし、お互いの命をいつくしむ共生の心をもとに、一体となって、だれもが住みたくなる福祉のまちづくりを進め、これを未来に引き継ぐことを決意し、ここにだれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例を制定する。

《趣 旨》

本条例の前文は、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり」の理念として、この条例の趣旨、目的、基本原則を述べています。

この条例の各条項の解釈、運用にあたっては前文の精神を活かして行う必要があります。

我々がめざすべき社会は、あらゆる人々が一人の人間として尊厳が重んぜられ、だれもが住み慣れた地域社会や家庭で生活し、活動できる社会です。

こうした社会を実現するためには、県民一人ひとりが社会に積極的に関わっていく必要があります。また、県、県民および事業者が協働して、福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

福祉のまちづくりの推進とは、高齢者、障害者等にとっての障壁（バリア）を取り除くとともに、一人ひとりの多様性を理解し、尊重することを基本として、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての人が円滑に利用できるよう配慮された生活環境の整備を進めていくことです。

また、滋賀県では、故糸賀一雄氏をはじめとする多くの先人達により、学校教育や障害児施設の中で人間平等の思想を子ども達とともに実践する流れが、滋賀の風土の中で、心ある人たちによって築かれ、育まれてきました。こうした福祉の土壌を活かし、その土壌を踏まえつつ、お互いの命をいつくしむ共生の心を基に、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくりを進めていくという理念を明確にし、広く県民の理解を得ようとするものです。

参 考

ユニバーサルデザインの概念

年齢、性別、ことばの理解度、障害や病気のあるなしなどに関わらず、また、大きな荷物を持っている時やこどもを連れている時など、どのような状態の時でも施設や製品、サービスなどが利用可能なように、はじめから考えて計画し、実施するという考え方。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、だれもが住みたくなる福祉のまちづくり（以下「福祉のまちづくり」という。）に関し県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、高齢者、障害者等にとって安全かつ快適な生活環境の整備を図る等福祉のまちづくりのために必要な施策を推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

《趣旨》

本条は、条例自体の目的を明らかにするものであり、条例の具体的な対象や条例によって図る措置、施策等によって達せられる目的を示しています。各条項の解釈、運用にあたっては、本条の目的に照らして判断を行わなければなりません。

この条例の目的としては、まず、1点目に福祉のまちづくりに関して県、県民および事業者の責務を明らかにすることとしています。具体的には、第3条に県の責務、第5条に県民の責務、第6条に事業者の責務が規定されています。

2点目には、高齢者、障害者等にとって安全かつ快適な生活環境の整備を図るなど福祉のまちづくりのために必要な施策を推進することによって、県民の福祉の増進を図ることとしています。

（定義）

第2条 この条例において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦、難病患者、病弱者、乳幼児を連れた者等で、日常生活または社会生活における行動に制限を受けるものをいう。

2 この条例において「公益的施設等」とは、病院、社会福祉施設、購買施設その他の多数の者の利用に供する建築物、官公庁舎、道路、公園、駐車場および公共交通機関の施設で、規則で定めるものならびにこれらに付帯する施設をいう。

3 この条例において「公共車両等」とは、一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車および船舶で、規則で定めるものをいう。

《趣旨》

本条は、この条例に用いられている用語の定義を規定しています。

解 釈

「高齢者」とは、一般的に65歳以上の者をいいます。

「障害者」とは、身体障害、知的障害または精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者をいいます。（障害者基本法第2条）

「妊産婦」とは、妊婦（妊娠中の女子）および産婦（出産後1年以内の女子）をいいます。（児童福祉法第5条、母子保健法第6条第1項）

「難病患者」とは、原因不明で治療方法が確立していなかったり、経過が慢性にわたり、家庭の負担が重く、また精神的にも負担が大きい疾病にかかっている者をいいます。

「病弱者」とは、一般的に病気にかかって身体の弱っている者をいいます。ここでは、難病患者以外の者をさします。

「乳幼児を連れた者」とは、乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）を連れた親等の者をいいます。

「公益的施設等」とは、病院、社会福祉施設、購買施設その他多数の者の利用に供する建築物、官公庁舎、道路、公園、駐車場および公共交通機関の施設で、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則（平成7年滋賀県規則第42号。以下「規則」

という。)第2条第1項に定めるものをいいます。

なお、「公益的施設等」の「等」とは、公益的施設に公共施設(官公庁舎、道路、公園等)を含め、定義付けを行ったものです。

「付帯する施設」とは、建築物、道路、公園、駐車場、公共交通機関の施設に付帯するものについても対象とするものです。

「公共車両等」とは、一般旅客の用に供する鉄道の車両、バス、タクシー、船舶をいいます。

(参 考)

【規 則】

(公益的施設等および特定施設)

第2条 条例第2条第2項の規定で定めるものは、別表第1中欄に掲げる施設とする。

2 省 略

(公共車両等)

第3条 条例第2条第3項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)第2条第12号に規定する車両のうち旅客車
- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (3) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する船舶

— (県の責務) —

第3条 県は、福祉のまちづくりに関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、およびこれを実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、または管理する公益的施設等を高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするものとする。

《趣 旨》

本条は、福祉のまちづくりに関する県の責務を明確にするものであり、県は福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するとしています。なお、具体的な施策については、条例第7条において施策の基本事項として明確にしています。

また、県は、条例を制定し、県民や事業者等に対し、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した施設の整備を求めることから、民間等に範を示し、事業者の理解と協力を得るため、自ら設置、管理する公益的施設等の整備を推進するとしています。

第4条 (削除)

— (県民の責務) —

第5条 県民は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活することができるよう住宅の整備を図る等福祉のまちづくりに関し、理解と実践に努めるとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

2 県民は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備された公益的施設等および公共車両等について、高齢者、障害者等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

《趣 旨》

福祉のまちづくりを推進するためには県、県民および事業者が協働して一体となって取り組むことが重要であることから、本条では、福祉のまちづくりに関する県民の責務を明確にしています。

県民が福祉のまちづくりの主役であるとの考えのもと、身近なことから自分たちのまちについて考え、地域における福祉のまちづくりに取り組むなど、県民の自主的な活動に期待するとともに、県民の理解と協力により福祉のまちづくりを進めようとするものです。

特に住宅の整備は、福祉のまちづくりを進める上で極めて重要であり、また、生活の基点となるものです。このため、すべての人が高齢者になり、また、だれもが事故に遭ったり、病気になったりする可能性があることを自覚し、自らの問題としてとらえ、その備えを行うことを責務として規定しています。

解 釈

「理解と実践に努める」とは、自らの持てる能力を活かし、かつ向上に努めるとともに、自ら進んで、福祉のまちづくりに関する取組（ボランティア活動など）を行うことを期待するものです。

「住宅の整備を図る」とは、加齢等に伴い身体機能が低下することが考えられることから、すべての人がいつまでも安全な暮らしができるよう、県民が自らの住宅について整備を図るとことを期待するものです。

「利用の妨げとなる行為をしてはならない」とは、高齢者、障害者等の利用に配慮して整備された施設において、利用の妨げとなる行為を禁止するものであり、例えば、次のような行為が考えられます。

車いす使用者用駐車施設に、車いす使用者以外の者が駐車すること。

歩道の点字ブロックの上に自転車等を放置すること。

車いす使用者便房等を汚損すること。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

2 公益的施設等を設置し、もしくは管理する事業者または公共車両等を所有し、もしくは管理する事業者は、当該公益的施設等または公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう努めなければならない。

3 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅の供給に努めなければならない。

《趣 旨》

本条は、事業者が行う事業活動について、地域とのつながりや地域社会で果たす役割を認識し、事業者の自主的な活動による福祉のまちづくりをめざすものであり、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力することを責務として明確にしています。

また、事業者が事業活動を行うにあたって、自らが設置、管理し、または所有する公益的施設等や公共車両等を高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるような努めることを規定しています。

さらに、人を取り巻く生活環境の中で住宅は最も身近なものであることから、だれもが安全で快適暮らしていくために、住宅を供給する事業者に対して、高齢者、障害者等が安全で快適に生活できるよう配慮された住宅の供給に努めることを求めています。

解 釈

「地域社会と密接な関係」とは、事業者は、地域社会の一構成員であり、地域社会と共存していく立場にあることを示しています。

「管理する事業者」とは、施設および車両等の管理の委任を受けた者をいいます。

この場合、管理者に施設の整備改善の権限がないことも想定されますが、単にハード面での施設の整備改善のみを求めるものではなく、ソフト面の対応もあわせて、管理者の努力を求めています。

「住宅を供給する事業者」とは、住宅を建設し販売する事業者をいいます。

県民が自ら所有する住宅の整備については、第5条において県民の責務として規定していますが、事業者が住宅を建築して販売するいわゆる建売住宅などについても、高齢者、障害者等への配慮を求めています。

第2章 福祉のまちづくりに関する施策

（施策の基本的事項）

第7条 県は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本とし、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に講ずるものとする。

- (1) 県民が福祉のまちづくりについての理解を深めるための学校、職場、地域社会等における学習および啓発活動の推進
- (2) 高齢者、障害者等の行動範囲の拡大および安全かつ快適な利用を図るための移動・交通対策の推進ならびに公益的施設等の整備の促進および整備に関する情報の提供
- (3) 県民が自ら進んで、創造性を生かし、福祉のまちづくりに関するボランティア活動に参加できるための活動情報の提供および養成研修の実施
- (4) 視聴覚障害者が円滑に情報を利用し、およびその意思を表示できるための情報提供手段の充実
- (5) 高齢者、障害者等が安全かつ快適な住環境の中で生活できるための住宅対策の推進
- (6) 福祉用具の使いやすさの向上を図るための技術的な支援および福祉用具の普及
- (7) すべての人が円滑に利用できるよう配慮された物品の研究開発の促進

《趣 旨》

本条は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に講ずるとしています。条例第3条第1項では、県の責務として基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施することが明確に規定されていることから、施策を実施するにあたっての基本的事項を本条で明らかにしています。

すなわち、第3条第1項でいう「総合的な施策」を構成する分野別施策を提示し、福祉のまちづくりを推進する施策の基本としています。

（施策の基本的事項）

福祉のまちづくりの学習および啓発活動の推進

- ・ 県民が、学校、職場、家庭や地域において福祉のまちづくりについて考え、学習する機会の充実を図るとともに、啓発活動に努めます。

移動・交通対策の推進、公益的施設等の整備の促進および整備に関する情報の提供

- ・ 鉄道駅の整備に加え、その周辺の移動経路を構成する道路、駅前広場等の一体的整備による歩行環境の改善を図るとともに、ノンステップバスの導入や車両の改善との連携により、高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性および安全性の向上の促進を図ります。
- ・ 高齢者、障害者等を含むすべての人々が主体性、自主性を確保しながら、安全で快適な日常生活を送ることができる生活環境を整備するため、多数の者の利用に供する建築物等の整備を促進するとともに、整備された建築物等の情報を県民に提供します。

ボランティアに関する活動情報の提供および養成研修の実施

- ・ 近隣住民による助け合い活動やボランティア活動への参加を希望する県民が、自主的に参加できるよう活動情報の提供や養成研修の充実に努めるとともに、地域の実情に応じた住民参加による活動の充実に努めます。

視聴覚障害者に対する情報提供手段の充実

- ・ 視聴覚機能に障害のある人にとってはコミュニケーション手段の充実は社会生活を送る上で極めて重要であることから、手話通訳者、要約筆記者の養成や派遣、点訳、音訳ボランティアの養成などの情報提供手段の充実に努めます。

住宅対策の推進

- ・住宅は、生活における基本であるとの認識に立って、住宅のバリアフリーを進めるとともに、在宅介護を円滑に行うなど介護負担の軽減と高齢者、障害者等の自立支援を推進するものです。

福祉用具の技術的な支援および普及

- ・身体の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある高齢者、障害者を支援するため、高齢者、障害者等の相談に基づき福祉用具をより使いやすいものにするための改造や製作を行うとともに、福祉用具の普及を図るものです。

すべての人が利用できる物品の研究開発の促進

- ・高齢者、障害者等にとって身近な物品を使いやすいものにする事は、生活の質の向上や社会参加のために重要であり、利用者の視点に立っただれもが使いやすい物品の研究開発を促進することにより、その普及を図ろうとするものです。

（指針の策定）

- 第7条の2 知事は、前条の規定に基づき福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するに当たり、施策の方向その他必要な事項に関する指針（以下「指針」という。）を策定するものとする。
- 2 知事は、指針を策定するに当たっては、あらかじめ県民および事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 知事は、指針を策定したときは、これを公表するものとする。
 - 4 前2項の規定は、指針の変更について準用する。

《趣 旨》

本条は、県が、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するにあたり、施策の方向等を内容とする指針を策定することを定めたものです。

指針の策定にあたっては、県民政策コメントの実施等により、あらかじめ、県民や事業者等の意見を反映するための措置を講ずることとしています。

（推進体制の整備）

- 第8条 県は、市町、県民および事業者と連携して福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

《趣 旨》

福祉のまちづくりを推進するためには、県、市町、県民および事業者が連携して積極的に取り組むことが極めて重要であることから、これらが一体となって取り組む体制を整備しようとするものです。

（財政上の措置）

- 第9条 県は、福祉のまちづくりを推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

《趣 旨》

本条は、県として福祉のまちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講じる努力を明確に規定するものです。

解 釈

「必要な財政上の措置」とは、条例第7条に規定する総合的な施策を実施するために必要な財政上の措置をすべて包含するものです。

第3章 特定施設の整備等

（特定施設整備基準）

第10条 知事は、規則で定める公益的施設等（以下「特定施設」という。）のうち多数の者の利用に供する出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、駐車場等の部分の構造および設備の整備に関し、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項について、特定施設の区分に応じて規則で必要な基準（以下「特定施設整備基準」という。）を定めるものとする。

《趣 旨》

本条は、多数の者の利用に供する公益的施設等のうち、公共性の高い施設、高齢者や障害者等の日常生活に密接に関係する施設、または県民の利用が多いと考えられる施設として規則で定める特定施設について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするため、多数の者の利用に供する出入口、廊下、階段などの部分の構造、設備の仕様等に関して配慮すべき事項について、規則で必要な基準を定めることを規定しています。

解 釈

「特定施設」とは、公益的施設等のうち公共性の高い施設、高齢者、障害者等の日常生活に密接に関係する施設または一般的に多くの県民が利用する施設のうち、一定規模以上のものを規則で定めたものです。

- ・ 公共性の高い建築物および官公庁舎、道路、公園、公共交通機関の施設
用途面積による制限を設けていません。（すべてのものが対象）
- ・ 高齢者、障害者等の日常生活に密接に関連する施設
100㎡～300㎡を超えるものが対象
- ・ 一般的に利用が多いと考えられる施設
1,000㎡～3,000㎡を超えるもの、50戸を超えるものが対象

「多数の者の利用に供する部分」とは、特定施設のうちで多数の者が利用する部分ですが、規則の中でこの「多数の者」については、特定施設を利用し、サービス等の提供を受ける者としており、特定施設整備基準の適用を受ける部分（配慮の対象となる部分）はこれらの者が利用する部分に限っています。

例えば、スーパーマーケットの場合ならば、専ら従業員が利用する出入口、通路、便所等は配慮の対象とはならず、学校の場合ならば、専ら教職員が利用する部分は配慮の対象とはなりません。

（参 考）

【規 則】

（公益的施設等および特定施設）

第2条 省 略

2 条例第10条の規則で定める公益的施設等は、別表第1中欄に掲げる施設のうち当該右欄に掲げる施設（建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項に規定するものおよび文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項または第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第5号の伝統的建造物群を構成しているものならびに同法第109号第1項または第110条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定され、または仮指定されたもの（建築物を除く。）を除く。）とする。

〔解 説〕

本規則は、公益的施設等および特定施設について定めるものですが、下記のものにつ

いては、特定施設から除外しています。

文化財保護法に基づいて、国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定または仮指定された建築物
旧重要美術品等の保存に関する法律に基づいて重要美術品等として認定された建築物

文化財保護法第98条第2項の条例等によって現状変更の規制および保存のための措置が講じられている建築物

これらの原形再現建築物

文化財保護法第143条第1項または第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第5号の伝統的建造物群を構成しているもの

文化財保護法第109条第1項または第110条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定または仮指定されたもの

上記のものは、いずれも歴史上、芸術上、学術上等の面で価値の高いものであり、その現状を維持または再現することが求められています。

これらの建築物等を特定施設に含めると、増改築等の必要が生じた場合、特定施設整備基準の遵守義務と原状変更規制とが相反することが考えられることから、特定施設から除外しているものです。

ただし、このことは、高齢者、障害者等が円滑に施設を利用できるようにすることを妨げるものでなく、原状変更規制の許す範囲において整備の努力を期待ものであることから、公益的施設等からは除外していません。

【規則】

(特定施設整備基準)

第4条 条例第10条の規則で定める必要な基準は、別表第2に掲げる基準とする。

〔解説〕

本規則は、特定施設の整備基準について定めたものです。

一 (特定施設整備基準の遵守)

第11条 特定施設の新築、新設、増築、改築、移転、用途変更(施設の用途を変更して特定施設とする場合を含む。)、大規模の修繕または大規模の模様替え(以下「特定施設の新築等」という。)をしようとする者は、特定施設整備基準を遵守しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設整備基準に適合させる場合と同等以上に円滑に利用できると知事が認める場合または地形もしくは敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況、事業者の負担の程度その他やむを得ない理由により、特定施設整備基準による整備が困難であると知事が認める場合は、特定施設整備基準に代えて、知事と協議により定めた基準によることができる。

3 特定施設を設置し、または管理する者は、当該特定施設について、特定施設整備基準(前項の規定により知事と協議により定めた基準による場合にあっては、当該基準。第13条および第22条第1項において同じ。)に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

《趣旨》

本条は、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項(特定施設整備基準)について、特定施設の新築や増改築等の機会をとらえ遵守を義務づけるものです。

ただし、建築物等の新築等をしようとする場合にあっては、様々な施設の条件や個々の状況等により特定施設整備基準を遵守することが客観的に困難な場合も想定されることから、第2項において、その条件や状況等に応じて弾力的な運用を行うことができる

こととしていますが、その運用にあたっては、基準による整備が困難であることが真にやむを得ないと認められる場合に限っています。

また、特定施設を設置した際には特定施設整備基準に適合していても、その後の維持管理が不十分なことにより、高齢者、障害者等にとって利用しにくいものになることを防ぐため、特定施設を設置、管理する者は、基準に適合している部分の機能を維持するよう努めることを規定しています。

解 釈

「大規模の修繕」とは、建築物の主要構造部（壁、柱、床、梁、屋根、階段等）の一種以上について行う過半の修繕をいう。（建築基準法の規定による）

「大規模の模様替」とは、建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。（建築基準法の規定による）

（特定施設の新築等の届出）

第12条 特定施設の新築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該特定施設の新築等の内容を知事に届け出なければならない。

《趣 旨》

本条は、特定施設を新築等しようとする者（建築主、設置者等）に対し、整備内容等について届出書の提出を求めるものです。

届出の時期としては、新築等の工事に着工するまでに行うことを規定しています。

ただし、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項については、設計等の最終段階での変更等は極めて困難な場合も多く、経費の節減等を図るうえからも、できる限り建築等の構想の段階において考慮することが重要です。

（参 考）

【規 則】

（特定施設の新築等の届出）

第6条 条例第12条の規定による届出は、特定施設新築等工事(変更)届出書(別記様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 特定施設整備項目表(別記様式第4号)
- (2) 当該施設の区分に応じ、別表第3に掲げる図面
- (3) 条例第11条第2項の規定により知事と協議により定めた基準による場合にあつては、前条第3項の通知書の写し

〔解 説〕

提出部数は、次のとおりとします。

- | | |
|-----------------------------|------|
| ・ 特定施設新築等工事（変更）届出書（規則様式第3号） | 正副2部 |
| ・ 特定施設整備項目表（規則様式第4号） | 1部 |
| ・ 添付図面（規則別表第3号による） | 1部 |
| ・ 事前協議結果通知書の写し（事前協議を行った場合） | 1部 |

（指導または助言）

第13条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定施設が特定施設整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導または助言を行うことができる。

《趣 旨》

本条は、特定施設の建築主等に対し、特定施設整備基準に適合しないと認められるときは、知事は、必要な指導または助言をすることができるとしています。

これは、建築主等の自主的な対応に委ねただけでは、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるような措置が速やかに、かつ広範に行われることが見込まれないことも考えられるため、必要な指導または助言を行うことにより、特定施設整備基準の遵守に向けた自主的な努力を促すものです。

解 釈

「指導または助言」とは、条例第11条において特定施設整備基準の遵守義務が課されていることを踏まえて、届出の内容に関して、整備しようとする施設の構造や設備の様子が基準に満たない場合や、設備自体が整備されない場合については指導を行うものであり、また、基準を満たすための方法や工夫については助言を行うものです。

（特定施設の新築等の内容の変更）

第14条 前2条の規定は、特定施設の新築等の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。以下同じ。）をしようとする場合について準用する。

《趣 旨》

本条は、届出における整備の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、第12条に基づく届出の提出を改めて行うことおよびその届出内容について、第13条に準じて指導または助言を行うことを規定するものです。

（参 考）

【規 則】

（軽微な変更）

第7条 条例第14条の規則で定める軽微な変更は、届出内容の変更を伴わない変更および工事着工予定日または工事完了予定日の3月以内の変更をいう。

〔解 説〕

規則で定める軽微な変更とは、届出内容の変更を伴わない変更、工事着手年月日または工事完了年月日の3月以内の変更のことをいい、この場合は、改めて届出書の提出の手続を要しません。

（既存特定施設の特定施設整備基準への適合）

第15条 この条例またはこれに基づく規則の施行の際現に存する特定施設（現に新築等の工事中のものを含む。以下「既存特定施設」という。）を設置し、または管理する者（以下「既存特定施設の設置者等」という。）は、当該既存特定施設について、特定施設整備基準への適合状況の把握に努めるとともに、特定施設整備基準に適合するようその整備に努めなければならない。

《趣 旨》

本条は、条例の施行日に現に存在する特定施設について規定するものです。条例の施

行日以降に新築または増改築等をする特定施設については、整備内容の届出を義務づけることにより整備の推進を図るものですが、既存施設については、設置者等の自主的な努力に委ねていたのでは整備改善が見込まれないことから、設置者等に対し、適合状況の把握と適合していない場合の整備改善を求めることにより、既存特定施設の整備を期待するものです。

また、条例の施行日以降の規則改正により、新たに特定施設となった施設についても、規則の施行の際に現に存するものは既存特定施設となり、前述と同様に取扱うこととなります。

一（整備計画の届出）

第16条 知事は、特定施設整備基準に適合していない既存特定施設について、特に整備の必要があると認めるときは、当該既存特定施設の設置者等に対し、当該既存特定施設を特定施設整備基準に適合させるための工事の計画（以下「整備計画」という。）を作成し、届け出を求めることができる。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定により整備計画を作成する場合について準用する。

《趣 旨》

本条は、既存施設の設置者等に対し、特定施設整備基準に適合させる努力を委ねていたのでは整備が進まないことが予想されるため、特に整備を必要とする既存施設について基準に適合させるための工事の計画の届出を求めることにより、既存施設の整備改善を推進しようとするものです。

一（指導または助言）

第17条 知事は、前条第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る整備計画について、必要な指導または助言を行うことができる。

《趣 旨》

本条は、既存特定施設の整備計画の届出の機会をとらえ、新築等の場合と同様に既存施設についても指導、助言を行うことにより、整備改善に向けた自主的な努力を促すものです。

一（整備計画の変更）

第18条 既存特定施設の設置者等は、整備計画の変更をしようとするときは、変更に係る整備計画を知事に届け出なければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

《趣 旨》

本条は、既存施設の設置者等に対し、整備計画の内容に変更が生じた場合についても、変更に係る届出を求めるとともに、その内容について前条に準じて指導、助言を行うことができることを規定したものです。

一（公共工作物の整備）

第18条の2 信号機、バスの停留所その他の公共の用に供する工作物で、規則で定めるもの（以下この条において「公共工作物」という。）を設置し、または管理する者は、当該公共工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよ

う努めなければならない。

《趣 旨》

本条は、信号機、バスの停留所などの公共工作物について、その設置、管理者は高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるように努めることを規定しています。

(参 考)

【規 則】

(公共工作物)

第8条の2 条例第18条の2の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第14号に規定する信号機
- (2) バスの停留所
- (3) 案内標識(公益的施設等に付帯するものを除く。)
- (4) 公衆電話所(公益的施設等に付帯するものを除く。)

第4章 雑則

（適合証の交付）

第19条 知事は、第12条の規定による届出をした者または既存特定施設の設置者等から特定施設が特定施設整備基準（第11条第2項（第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定により知事と協議により定めた基準による場合にあっては、当該基準。以下この条において同じ。）に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付の請求があった場合において、当該請求に係る特定施設が特定施設整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

《趣 旨》

本条は、新築等、既存を問わず、特定施設整備基準に適合した特定施設について、設置者等からの請求により適合証を交付するものです。この適合証を施設に掲示し、基準に適合した施設の存在を広く知らせることにより、条例の啓発を行うとともに、高齢者、障害者をはじめだれもが安心して行動できる範囲の拡大を促進しようとするものです。

また、適合証の交付にあたっては、届出内容に基づき整備されているか現地調査等を行うなど、厳格な取扱を行うものとしています。

なお、施行規則の中で特定施設の増築等における特定施設整備基準の適用範囲が定められていますが、適合証の交付が増築等に関して請求された場合の扱いについては、当該施設全体が基準に適合しているかどうかで交付するかどうかを判断する必要があります。

（参 考）

【規 則】

別表第2（第4条関係）

第1 建築物に関する整備基準

整備箇所	整備基準
26 増築等における整備基準の適用範囲	<p>特定施設の増築、改築、用途変更（施設の用途を変更して特定施設とする場合を含む。）、大規模の修繕または大規模の模様替え（以下「増築等」という。）をする場合は、次に掲げる部分に限り1から25までの規定を適用する。</p> <p>(1) 当該増築等に係る部分</p> <p>(2) 道等から(1)の部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等および敷地内通路</p> <p>(3) 多数の者の利用に供する便所（(1)の部分に係る部分に、4に定める構造の便所を設置する場合を除く。）</p> <p>(4) (1)の部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていない場合にあっては、道等。(6)において同じ。）から車いす使用者便房までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等および敷地内通路</p> <p>(5) 多数の者の利用に供する駐車場（(1)の部分に係る敷地の部分に、6に定める構造の駐車場を設置する場</p>

合を除く。)
(6) 車いす使用者駐車施設から(1)の部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等および敷地内通路

(参 考)

【規 則】
付 則

1 および 2 省略

3 この規則の施行の際現に存する改正前の第2条第2項に規定する特定施設（現に新築等の工事中のものを含む。）についてのだれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例（平成6年滋賀県条例第42号）第19条の規定による適合証の交付に係る特定施設整備基準は、この規則の施行の日から6月を経過する日（当該新築等の工事の完了の日がこの規則の施行の日以後となる場合にあっては、当該完了の日から6月を経過する日）までの間は、なお、従前の例による。ただし、改正後の第4条の規定による特定施設整備基準による適合証の交付は、これを妨げない。

〔解 説〕

この規則は、適合証を交付する際の経過措置について定めています。

今回、特定施設整備基準を全面的に改正し、平成17年4月1日から施行するため、施行日以降に特定施設について適合証の交付請求があった場合、当該施設が新しい基準に適合していると認められる場合は、適合証を交付することになります。

しかし、この規定をそのまま適用すると、施行日の前に新築等の工事が完了した特定施設や、施行日に工事中の特定施設にとっては、改正前の特定施設整備基準に適合していながら、適合証が交付されないこととなります。

このため、施行日において既存の特定施設（工事中を含む。）について、適合証の交付の際の特定施設整備基準の適応に関し、6月間の猶予期間を設けるものです。

なお、この規定は改正後の特定施設整備基準による適合証の交付を妨げるものではありません。

（勸 告）

第20条 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が第12条（第14条において準用する場合を含む。以下第22条までにおいて同じ。）の規定による届出を行わずに工事に着手したときは、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、第12条の規定による届出をした者が、当該届出に係る特定施設の新築等の内容と異なる工事を行ったときは、当該内容の工事を行うことその他必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。

3 知事は、既存特定施設の設置者等が、第16条第1項または第18条第1項の規定による届出を行わないときは、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

《趣 旨》

本条は、新築等おける届出および既存施設の整備計画の求めに応じた届出等の手続に違反する者に対し、届出を促すことまたは相手方に必要な措置を勧めることを規定しています。

（勧告を行う場合）

新築等の届出を行わずに工事に着手したとき

新築等の届出の内容と異なる工事を行ったとき

既存特定施設の整備計画の提出の求めに対し、届出を行わなかったとき

（公表）

第21条 知事は、前条第1項または第2項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

《趣旨》

本条は、前条の規定により勧告を受けた者が勧告に従わない場合の規定であり、勧告内容等を公表することにより条例違反行為を防止し、その遵守を求めるものです。

（参考）

【規則】

（公表）

第10条 条例第21条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）
- (2) 勧告を受けた者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

（立入調査）

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、第12条の規定による届出に係る特定施設に立ち入り、当該特定施設が特定施設整備基準に適合しているかどうかについて調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

《趣旨》

本条は、条例の施行に限定する中で、必要に応じ職員に立入調査の権限を与え、条例の円滑な施行を行うことを規定しています。

また、立入調査を行う際には、職員に対し、身分証明書の携帯と提示を義務づけています。なお、この調査は犯罪捜査等に利用するものではありません。

解 釈

「条例の施行に必要な限度において」とは、次の調査が考えられます。

条例第11条第2項の事前協議において、現地において整備が困難であると認められるかどうかについての調査

条例第13条および第17条の指導、助言に必要な調査

条例第19条の適合証の請求に基づく審査のための調査

条例第20条の勧告を行うことについての調査

（国等に関する特例）

第23条 国、県、市町その他規則で定める者については、第12条から前条まで（第15条および第18条の2を除く。）の規定は、適用しない。ただし、国、市町その他規則で定める者（以下「国等」という。）は、特定施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項ただし書の規定による通知があったときは、当該通知に係る特定施

設の整備について、当該通知をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

《趣 旨》

本条は、国、県、市町等が特定施設の新築等を行うときの手続を規定しています。これらの団体についても、民間事業者と同様に条例の適用を受けることとなりますが、これらの団体については、その性格からして条例に違反した特定施設を設置することは考えられず、むしろ率先して条例に対応すべきであること、さらに、事務処理の簡略化等の観点から、届出等の手続については求めず、これに代わるものとして、あらかじめ知事に通知をすることを規定しています。

なお、知事は通知の内容に関し、国等に対して、必要な要請ができるとしています。

解 釈

「知事に内容を通知」についての取扱は次のとおりです。

- ・県が行う特定施設の新築等については、条例に基づく知事に対する通知は必要ありません。
- ・市町が行う特定施設の新築等については、民間事業者が行う特定施設の事前協議、届出の受付、指導助言等が市町に事務委任されていること、また、事務の簡素化を図ることから市町長が処理することとし、知事に対する通知は省略することができます。
- ・国および規則で定める者が行う特定施設の新築等については、原則として、工事着手前にその内容を知事に通知するものとします。ただし、事業計画、工事施工協議等によりあらかじめ知事に協議等を行う際に、条例に基づく特定施設の整備基準による整備を要請することができる場合には、当該協議等により通知があったものとみなされます。
- ・事前届出等の窓口

(1)新築等の事前協議、届出、通知

施設の設置者等の区分	県	市 町	備 考
民間事業者			事前協議、届出
国			通知（協議）
その他（公社・公団）			通知（協議）
市 町	（ ）		通知（省略可）

(2)既存の整備計画の届出

施設の設置者等の区分	県	市 町	備 考
民間事業者			整備計画書

「必要な要請」とは、整備の内容が特定施設整備基準に照らして不十分な場合または適合しない場合に、国等に対して基準に適合するよう要請することをいいます。

(参 考)

【規 則】

（国等に準ずる者）

第12条 条例第23条第1項の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 日本郵政公社
- (2) 日本道路公団
- (3) 日本下水道事業団
- (4) 住宅金融公庫
- (5) 独立行政法人 国立病院機構
- (6) 独立行政法人 雇用・能力開発機構
- (7) 独立行政法人 労働者健康福祉機構
- (8) 独立行政法人 緑資源機構
- (9) 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

- (10) 独立行政法人 中小企業基盤整備機構
- (11) 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (12) 独立行政法人 都市再生機構
- (13) 独立行政法人 水資源機構
- (14) 独立行政法人 環境再生保全機構
- (15) 国立大学法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (16) 地方住宅供給公社
- (17) 地方道路公社
- (18) 地方公共団体の組合

2 条例第23条第1項の規定による通知は、特定施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに、特定施設新築等工事（変更）通知書（別記様式第9号）により行わなければならない。

3 前項の通知書には、第6条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

（規則への委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

《趣 旨》

本条は、条例で規定されていない部分について、規則に委任することを規定するものです。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章および第4章の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

付 則（平成7年条例第41号）

この条例は、滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）の施行の日から施行する。

付 則（平成12年条例第43号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成16年条例第34号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年滋賀県条例第41号）の一部を次のように改正する。
第2条第13号中「滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例」を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に改める。

付 則（平成16年条例第38号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

3 公益的施設等および特定施設の解説

公益的施設等および特定施設の解説

【建築物】

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
1 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所または同法第2条第1項に規定する助産所の用途に供する建築物(以下「病院・診療所等」という。) 	すべてのもの

《解説》

この項では、病院、診療所、助産所を公益的施設等として規定し、そのすべてのものを特定施設としています。

(参考)

〔医療法〕

第1条の5 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。(以下省略)

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

第2条 この法律において、「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務(病院又は診療所において行うものを除く。)を行う場所をいう。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
2 社会福祉施設またはこれに類する施設の用途に供する建築物(以下「社会福祉施設等」という。)のうち次に掲げる用途に供するもの(以下「身体障害者更生援護施設等」という。) (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設および重症心身障害児施設 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設 (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設 (4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第5条第1項に規定する知的障害者援護施設 (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設 (6) 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム	すべてのもの

(7) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設

《解 説》

この項では、社会福祉施設等の中で、その入所者または利用者が、高齢者、障害者等のうち介護を要する者を対象とする施設を中心に公益的施設等として規定し、そのすべてのものを特定施設としています。

(参 考)

〔児童福祉法〕

第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

第36条 助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設とする。

第42条 知的障害児施設は、知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

第43条 知的障害児通園施設は、知的障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

第43条の2 盲ろうあ児施設は、盲児（強度の弱視児を含む。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をすることを目的とする施設とする。

第43条の3 肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

第43条の4 重症心身障害児施設は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設とする。

〔身体障害者福祉法〕

第5条 この法律において、「身体障害者更生援護施設」とは、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設をいう。

第29条 身体障害者更生施設は、身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設とする。

第30条 身体障害者療護施設は、身体障害者であつて常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う施設とする。

第30条の2 身体障害者福祉ホームは、低額な料金で、身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設とする。

第31条 身体障害者授産施設は、身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設とする。

第31条の2 身体障害者福祉センターは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する

る各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とする。

第32条 補装具製作施設は、無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設とする。

第33条 盲導犬訓練施設は、無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設とする。

第34条 視聴覚障害者情報提供施設は、無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であつて専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視聴覚障害者の利用に供し、又は点訳（文字を点字に訳すことをいう。）若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設とする。

〔生活保護法〕

第38条 保護施設の種類は、左の通りとする。

- 一 救護施設
- 二 更生施設
- 三 医療保護施設
- 四 授産施設
- 五 宿所提供施設

2 救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

3 更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

4 医療保護施設は、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設とする。

5 授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設とする。

6 宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

〔知的障害者福祉法〕

第5条 この法律において、「知的障害者援護施設」とは、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームをいう。

第21条の5 知的障害者デイサービスセンターは、知的障害者デイサービスを提供することを目的とする施設とする。

第21条の6 知的障害者更生施設は、18歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする施設とする。

第21条の7 知的障害者授産施設は、18歳以上の知的障害者であつて雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設とする。

第21条の8 知的障害者通勤寮は、就労している知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立及び自活に必要な助言及び指導を行うことを目的とする施設とする。

第21条の9 知的障害者福祉ホームは、低額な料金で、現に住居を求めている知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供

とすることを目的とする施設とする。

〔老人福祉法〕

第5条の3 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

第20条の2の2 老人デイサービスセンターは、第10条の4第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）を通わせ、第5条の2第3項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設とする。

第20条の3 老人短期入所施設は、第10条の4第1項第3号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設とする。

第20条の4 養護老人ホームは、第11条第1項第1号の措置に係る者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

第20条の5 特別養護老人ホームは、第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

第20条の6 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（第20条の2の2から前条までに定める施設を除く。）とする。

第20条の7 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

第20条の7の2 老人介護支援センターは、第6条の2に規定する情報の提供並びに相談及び指導、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

第29条 有料老人ホーム（常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であつて、老人福祉施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。（以下省略）

〔介護保険法〕

第7条 省略

22 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
<p>3 社会福祉施設等のうち次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>(1) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設(2の(1)に掲げるものおよび児童厚生施設のうち児童遊園を除く。)</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設</p> <p>(3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号に規定する隣保館等</p> <p>(4) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設</p> <p>(5) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条に規定する母子福祉施設</p>	<p>すべてのもの</p>

《解 説》

この項では、社会福祉施設等のうち、入所者または利用者として介護等を要しない者を対象とする施設を公益的施設等として規定し、そのすべてのものを特定施設としています。

(参 考)

---〔児童福祉法〕---

第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

第37条 乳児院は、乳児(保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を含む。)を入院させて、これを養育することを目的とする施設とする。

第38条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設とする。

第39条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第41条 児童養護施設は、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設とする。

第43条の5 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治すことを目的とする施設とする。

第44条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設とする。

第44条の2 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行

うとともに、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

〔精神保健及び精神障害者福祉に関する法律〕

第50条の2 精神障害者社会復帰施設の種類は、次のとおりとする。

一 精神障害者生活訓練施設

二 精神障害者授産施設

三 精神障害者福祉ホーム

四 精神障害者福祉工場

五 精神障害者地域生活支援センター

2 精神障害者生活訓練施設は、精神障害のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適応することができるように、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

3 精神障害者授産施設は、雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

4 精神障害者福祉ホームは、現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その者の社会復帰の促進及び自立の促進を図ることを目的とする施設とする。

5 精神障害者福祉工場は、通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、及び社会生活への適応のために必要な指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図ることを目的とする施設とする。

6 精神障害者地域生活支援センターは、地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、第49条第1項の規定による助言を行い、併せて保健所、福祉事務所、精神障害者社会復帰施設等との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

〔社会福祉法〕

第2条 省略

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

〔売春防止法〕

第36条 都道府県は、要保護女子を收容保護するための施設（以下「婦人保護施設」という。）を設置することができる。

〔母子及び寡婦福祉法〕

第38条 都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、母子家庭の母及び児童が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用する母子福祉施設を設置することができる。

第39条 母子福祉施設の種類の種類は、次のとおりとする。

- 一 母子福祉センター
- 二 母子休養ホーム

2 母子福祉センターは、無料又は低額な料金で、母子家庭に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

3 母子休養ホームは、無料又は低額な料金で、母子家庭に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする施設とする。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
4 公会堂または集会場の用途に供する建築物(以下「公会堂・集会場」という。)	すべてのもの

《解 説》

この項では、公会堂、集会場を公益的施設等として規定し、そのすべてのものを特定施設としています。例えば、市民会館、文化芸術会館、公民館、研修施設、冠婚葬祭施設等が考えられます。

なお、集会場とは、多数の者が集会、娯楽、催物等のために使用するための施設で、当該用途に供する部分のうち最大の居室の床面積が200㎡以上のものをいいます。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
5 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館、同法第29条に規定する博物館に相当する施設その他これらに類する施設の用途に供する建築物(以下「図書館・博物館等」という。)	すべてのもの

《解 説》

この項では、図書館、博物館およびこれらに類する施設を公益的施設等として規定し、そのすべてのものを特定施設としています。

また、これらに類する施設とは、図書館、博物館として登録されていないが、その用途が図書館、博物館と同様または類似している施設および多数の者に利用される資料館等が含まれます。

なお、博物館には、水族館も含まれますが、動物園、植物園は含まれません。

(参 考)

〔図書館法〕

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法(明治29年法律第89号)第34条の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

〔博物館法〕

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、民法（明治29年法律第89号）第34条の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。）を除く。）が設置するもので第2章の規定による登録を受けたものをいう。

第29条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したもののについては、第27条第2項の規定を準用する。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
<p>6 金融機関等の営業所または事務所の用途に供する建築物のうち次に掲げるもの(以下「金融機関等」という。)</p> <p>(1) 商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号)による商工組合中央金庫の事務所</p> <p>(2) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号および第3号の事業を併せ行う農業協同組合および農業協同組合連合会の事務所</p> <p>(3) 証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する証券会社の本店その他の営業所</p> <p>(4) 国民生活金融公庫法(昭和24年法律第49号)による国民生活金融公庫の事務所</p> <p>(5) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第2号に規定する信用協同組合の事務所</p> <p>(6) 信用金庫法(昭和26年法律第238号)による信用金庫の事務所</p> <p>(7) 中小企業金融公庫法(昭和28年法律第138号)による中小企業金融公庫の事務所</p> <p>(8) 労働金庫法(昭和28年法律第227号)による労働金庫の事務所</p> <p>(9) 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所</p> <p>(10) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者の営業所または事務所</p>	<p>すべてのもの</p>

《解 説》

この項では、銀行等の金融機関および証券業の営業所等を公益的施設等として規定し、そのすべてのものを特定施設としています。

この場合において、金融機関等の事務所のうち、例えば総務部などの内部機関のみが入居する本社ビルやコンピューターセンターなど、専ら当該事業所の従業員が利用するものは対象とはなりません。

(参 考)

〔 商工組合中央金庫法 〕

第 2 条 商工組合中央金庫ハ主タル事務所ヲ東京都ニ置ク

2 商工組合中央金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ従タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

〔 農業協同組合法 〕

第10条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

〔 証券取引法 〕

第 2 条 省略

9 この法律において「証券会社」とは、第28条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた株式会社をいう。

第28条 証券業は、内閣総理大臣の登録を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

〔 国民生活金融公庫法 〕

第 3 条 公庫は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公庫は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

〔 中小企業等協同組合法 〕

第 3 条 中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、左の各号に掲げるものとする。

二 信用協同組合

〔 信用金庫法 〕

第 3 条 金庫の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第 4 条 金庫の事業は、内閣総理大臣の免許を受けなければ行うことができない。

〔 中小企業金融公庫法 〕

第 4 条 公庫は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公庫は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

〔 労働金庫法 〕

第 4 条 金庫の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第 6 条 金庫の事業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の免許を受けなければ行うことができない。

〔銀行法〕

- 第2条 この法律において「銀行」とは、第4条第1項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。
- 2 この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。
- 一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。
 - 二 為替取引を行うこと。

〔貸金業の規制等に関する法律〕

- 第2条 省略
- 2 この法律において「貸金業者」とは、次条第1項の登録を受けて貸金業を営む者をいう。
- 第3条 貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
7 日本郵政公社法（平成14年法律第97号）第20条第1項に規定する郵便局	すべてのもの

《解 説》

この項では、日本郵政公社法第20条第1項に規定する郵便局（普通郵便局、特定郵便局、簡易郵便局）を公益的施設等として規定し、そのすべてのものを特定施設としています。

（参 考）

〔日本郵政公社法〕

- 第20条 公社は、前条第1項第1号から第5号までに掲げる業務及びこれらに附随する業務を行うため、総務省令で定めるところにより、郵便局をあまねく全国に設置しなければならない。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
8 公益事業の用に供する事務所の用途に供する建築物のうち次に掲げるもの(以下「公益事業施設」という。) (1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業の用に供する事務所 (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第1号に規定する一般電気事業の用に供する事務所 (3) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に	すべてのもの

規定する電気通信事業（同法第9条ただし書に規定する電気通信回線設備の設置を伴うものに限る。）の用に供する事務所

《解 説》

この項では、電気、ガス、電話の公益的事業の事務所について公益的施設等として規定し、そのすべてのものを特定施設としています。

（参 考）

〔ガス事業法〕

第2条 この法律において「一般ガス事業」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業（第3項に規定するガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。）をいう。

〔電気事業法〕

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一般電気事業 一般の需要に応じ電気を供給する事業をいう。

〔電気通信事業法〕

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法（昭和25年法律第132号）第52条の10第1項に規定する受託放送役務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第2条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第2条第1項に規定する有線放送電話役務、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第9条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を除く。）をいう。

第9条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りでない。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
9 劇場、映画館、観覧場その他これらに類する施設の用途に供する建築物(以下「劇場・映画館等」という。)	すべてのもの

《解 説》

この項では、劇場、映画館等を公益的施設等として規定し、そのすべてのものを特定施設としています。

なお、この項で対象となるものは、映画館、演劇場、演芸場、音楽ホール、競艇場、競輪場等が考えられます。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
10 公衆便所の用途に供する建築物	すべてのもの

《解 説》

この項では、公衆便所を公益的施設等と規定し、そのすべてのものを特定施設としています。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
11 火葬場の用途に供する建築物	すべてのもの

《解 説》

この項では、火葬場を公益的施設等として規定し、そのすべてのものを特定施設としています。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
12 工場の用途に供する建築物	見学のための施設を有するもの

《解 説》

この項では、工場を公益的施設等として規定し、このうち見学のための施設を有するものを特定施設としています。

なお、特定施設整備基準の適用は、見学者の利用に供する部分のみに限られます。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
13 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校もしくは同法第83条第1項に規定する各種学校または職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各号に掲げる施設の用途に供する建築物(以下「学校等」という。)	すべてのもの

《解 説》

この項では、学校教育法に規定する学校(小学校、中学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園)、専修学校および各種学校を公益的施設等として規定し、そのすべてのものを特定施設としています。

また、いわゆる職業訓練校を公益的施設等として規定し、そのすべてのものを特定施設施設としています。

(参 考)

〔学校教育法〕

- 第1条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。
- 第82条の2 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。
- 一 修業年限が一年以上であること。
 - 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
 - 三 教育を受ける者が常時40人以上であること。
- 第83条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第82条の2に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、これを各種学校とする。

〔職業能力開発促進法〕

- 第15条の6 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を次条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるものについては、当該施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができる。
- 一 職業能力開発校（普通職業訓練（次号に規定する高度職業訓練以外の職業訓練をいう。以下同じ。）で長期間及び短期間の訓練課程のものをを行うための施設をいう。以下同じ。）
 - 二 職業能力開発短期大学校（高度職業訓練（労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。）で長期間及び短期間の訓練課程（次号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程を除く。）のものをを行うための施設をいう。以下同じ。）
 - 三 職業能力開発大学校（高度職業訓練で前号に規定する長期間及び短期間の訓練課程のもの並びに高度職業訓練で専門的かつ応用的な職業能力を開発し、及び向上させるためのものとして厚生労働省令で定める長期間の訓練課程のものをを行うための施設をいう。以下同じ。）
 - 四 職業能力開発促進センター（普通職業訓練又は高度職業訓練のうち短期間の訓練課程のものをを行うための施設をいう。以下同じ。）
 - 五 障害者職業能力開発校（前各号に掲げる施設において職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して行うその能力に適応した普通職業訓練又は高度職業訓練を行うための施設をいう。以下同じ。）

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
14 自動車教習所または学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途に供する建築物	当該用途に供する部分の床面積（以下「用途面積」という。）が200平方メートルを超えるもの（以下「自動車教習所等」という。）

《解 説》

この項では、自動車教習所、学習塾および華道教室、囲碁教室等を公益的施設等として規定しており、このうち用途面積が200㎡を超えるものを特定施設としています。

「用途面積」とは、特定施設の主要な用途に供する部分の延べ床面積をいいます。例えば、自動車教習所の場合は、教室、待合室、玄関だけでなく教官室のように当該施設と用途上不可分な部分も含めた面積になります。

ただし、特定施設整備基準の適用は教習生のようにサービスの提供を受ける者の利用に供する部分のみに限られ、教官室や従業員専用出入口等、専ら当該施設の従業員が利用する部分には適用されません。

公益的施設等	特定施設
15 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場の用途に供する建築物	用途面積が300平方メートルを超えるもの(以下「公衆浴場」という。)

《解 説》

この項では、公衆浴場を公益的施設等として規定し、このうち用途面積が300㎡を超えるものを特定施設としています。

(参 考)

---〔公衆浴場法〕---

第1条 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

公益的施設等	特定施設
16 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗または卸売市場の用途に供する建築物	用途面積が200平方メートル(コンビニエンスストア(主として飲食料品その他最寄り品の販売業を営む店舗のうち売場面積が30平方メートル以上250平方メートル未満で、1日当たりの営業時間が14時間以上のものをいう。)にあっては、100平方メートル)を超えるもの(以下「購買施設等」という。)

《解 説》

この項では、百貨店、マーケット、その他物品販売業を営む店舗または卸売市場を公益的施設等として規定し、このうち用途面積が200㎡を超えるものを特定施設としています。

ただし、コンビニエンスストアについては、100㎡を超えるものを特定施設としています。

なお、新車販売所や中古車センター、ガソリンスタンドは、物品販売業を営む店舗として特定施設に該当します。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
17 理容所、美容所、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗の用途に供する建築物	用途面積が200平方メートルを超えるもの（以下「サービス施設」という。）

《解 説》

この項では、いわゆるサービス業を営む店舗を公益的施設等として規定し、このうち用途面積が200㎡を超えるものを特定施設としています。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
18 飲食店またはキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設の用途に供する建築物	用途面積が200平方メートルを超えるもの（以下「飲食店等」という。）

《解 説》

この項では、飲食店またはキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等を公益的施設等として規定し、このうち用途面積が200㎡を超えるものを特定施設としています。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
19 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、遊泳用プールその他のスポーツ施設の用途に供する建築物	用途面積が1,000平方メートルを超えるもの（以下「体育館等」という。）

《解 説》

この項では、体育館等のスポーツ施設を公益的施設等として規定し、このうち用途面積が1,000㎡を超えるものを特定施設としています。

なお、この項の対象となるのは体育館等の用途に供する建築物であり、建築物のない屋外に設けられたプール、スケート場およびスキー場は対象とはなりません。

また、体育館には、企業の従業員のみの福利厚生施設としての体育館等は含まれません。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
20 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業の施設の用途に供する建築物	用途面積が1,000平方メートルを超えるもの(以下「旅館等」という。)

《解 説》

この項では、ホテル、旅館等を公益的施設等として規定し、このうち用途面積が1,000㎡を超えるものを特定施設としています。

(参 考)

〔旅館業法〕

第2条 この法律で「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3 この法律で「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

4 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

5 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

6 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
21 展示場の用途に供する建築物	用途面積が1,000平方メートルを超えるもの(以下「展示場」という。)

《解 説》

この項では、展示場を公益的施設等として規定し、このうち用途面積が1,000㎡を超えるものを特定施設としています。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
22 遊技場の用途に供する建築物	用途面積が1,000平方メートルを超えるもの(以下「遊技場」という。)

《解 説》

この項では、遊技場(パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター等)を公益的施設等とし

て規定し、このうち用途面積が1,000㎡を超えるものを特定施設としています。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
23 自動車の停留または駐車に供する建築物	一般公共の用に供するもの（用途面積が1,000平方メートルを超えるものに限る。以下「自動車車庫」という。）

《解 説》

この項では、自動車の停留または駐車に供する建築物を公益的施設等として規定し、このうち一般公共の用に供するもので、用途面積が1,000㎡を超えるものを特定施設としています。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
24 事務所の用に供する建築物	法律事務所、会計事務所、建築事務所、保険業、建設業または不動産業を営む事務所その他これらに類する施設の用に供するもの（用途面積が3,000平方メートルを超えるものに限る。以下「事務所」という。）

《解 説》

この項では、事務所を公益的施設等として規定しています。このうち法律事務所、会計事務所、保険業、建設業、不動産業の事務所など、顧客等多数の者が利用するもので、用途面積が3,000㎡を超えるものを特定施設としています。

したがって、用途面積が3,000㎡を超えていても、多数の者の利用が想定できない一般の事務所は対象とはなりません。

また、特定施設に該当する事務所であっても、特定施設整備基準の適用は顧客等サービスの提供を受ける者の利用に供する部分のみとなります。

なお、この項で対象となる事務所上記以外のは、司法書士事務所、行政書士事務所、税理士事務所、設計事務所等が考えられます。

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
25 共同住宅、寄宿舍または下宿の用に供する建築物	戸数（寄宿舍または下宿にあっては、共用のものを除く室数）が50を超えるものまたは用途面積が

2,000平方メートルを超えるもの（以下「共同住宅等」という。）

《解 説》

この項では、共同住宅、寄宿舍または下宿について公益的施設等として規定し、このうち戸数が50戸を超えるものまたは用途面積が2,000㎡を超えるものを特定施設としています。

共同住宅等については、分譲もしくは賃貸にかかわらず、高齢者や障害者をはじめだれでも入居の機会が確保できるように、一定規模以上のものを対象としています。

なお、共同住宅等における特定施設整備基準の適用は、多数の者の利用に供する共通部分のみに限られ、各住戸の内部までは適用されません。

公益的施設等	特定施設
26 官公庁舎または第12条第1項各号に掲げる者の事務所の用途に供する建築物(他の項に掲げる建築物に該当するものを除く。以下「官公庁舎等」という。)	すべてのもの

《解 説》

この項では、他の項目に掲げる建築物に該当しない官公庁舎等を公益的施設等として規定し、そのすべてのものを特定施設としています。

なお、官公庁舎とは、国、地方公共団体の機関その他各種の公の機関をいいます。

具体的には、国の出先機関の庁舎や政府機関の事務所、県の機関の庁舎（行政財産のうち本庁舎およびその他の行政機関が該当）、市町の役所・支所等をいいます。

公益的施設等	特定施設
27 15の項から23の項までに規定する用途の区分のうち異なる2以上の項の用途に供する建築物(併用部分に直接地上へ通ずる主要な出入口を含むものに限る。)のうち、これらの用途面積(当該併用部分の面積を除く。)の合計が1,000平方メートルを超えるものの当該併用部分(以下「複合用途施設」という。)	すべてのもの

《解 説》

この項では、第15項から第23項に掲げる用途区分のうち異なる2以上の用途に供する建築物のうち、その用途面積が1,000㎡を超えるものの当該併用（共用）部分を公益的施設等として規定し、このうちすべてのものを特定施設としています。

また、特定施設整備基準は、この複合施設のうち共用（共同）部分のみに適用されます。

なお、それぞれの用途に供する部分については、個別にそれぞれ該当する項に照らし、特定施設であるか否かを判断します。

【道 路】

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(専ら自動車の交通の用に供するものを除く。)	すべてのもの

《解 説》

この項では、道路法に定める道路を公益的施設等とし、このうちすべてのものを特定施設としています。

(参 考)

〔道路法〕

第2条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

【公園】

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
<p>公園の施設のうち次に掲げるもの（他の項に掲げる建築物に該当する部分を除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉法第40条に規定する児童遊園 2 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園その他これに類する公園 3 動物園、植物園または遊園地(前項に規定する都市公園に設けられるものを除く。) 4 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 5 社寺、史跡その他これらに類する施設のうち公衆の観覧に供する施設 	<p>すべてのもの</p>

《解 説》

この項では、上記1～5に掲げる公園、緑地等について公益的施設等として規定し、このうちすべてのものを特定施設としています。

自然公園法に基づく、国定公園、自然公園は主として自然の風景地を保護するために指定されたものであり、当該公園地区内の風致を維持する必要があることから原状変更により一定の規制を課しています。このため、条例の特定施設整備基準の遵守義務と原状変更規制とが相反することが考えられることから、自然公園法に基づく国定公園、自然公園については、条例の対象から除外したものです。

また、社寺、史跡その他これらに類する施設のうち多数の者の観覧に供する建築物は、文化財保護法により原状変更規制を受けることから、建築物については条例の対象から除外していますが、これらの施設を公園と同様の取扱により広くエリアとしてとらえ、対象区域内の整備が可能な通路や駐車場等の部分については、特定施設として対象としています。

(参 考)

〔児童福祉法〕

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

〔都市公園法〕

第2条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

- 一 都市計画施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第2項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- 二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
 - イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）
 - ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

〔港湾法〕

第2条 省略

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第1号から第11号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第12号から第14号までに掲げる施設をいう。

九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設

【駐車場】

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（他の項に掲げる建築物に該当するものを除く。）	駐車場法第12条の規定による届出をしなければならないもの（特殊装置のみを用いるものを除く。）

《解 説》

この項では、駐車場法第2条第2項に規定する路外駐車場を公益的施設等として規定し、このうち駐車場法第12条の規定による届出をしなければならないものを特定施設としています。

路外駐車場とは、駐車料金の徴収の有無に関わらず、一般公共の用に供する駐車場であり、例えばスーパー等の駐車場や月極駐車場など、特定の利用者（来客等）が利用する駐車場は対象外になります。

路外駐車場のうち、都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上のもので、駐車料金を徴収するものを特定施設としています。

なお、建築物としての駐車場は、建築物の第23項で公益的施設等としているため、この項では対象にしていません。

（参 考）

〔駐車場法〕

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 省略

二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

三以下 省略

第11条 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

第12条 都市計画法第4条第2項の都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市及び同法第252条の26の3第1項の特例市にあつては、それぞれその長。以下同じ。）に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。

【公共交通機関の施設】

公 益 的 施 設 等	特 定 施 設
公共交通機関の施設のうち次に掲げるもの 1 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する停車場のうち駅 2 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設	すべてのもの

《解 説》

この項では、鉄道駅、港湾の旅客施設を公益的施設等として規定し、そのすべてのものを特定施設としています。

（参 考）

--- [鉄道事業法] ---

第8条 鉄道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、鉄道線路、停車場その他の国土交通省令で定める鉄道事業の用に供する施設（以下「鉄道施設」という。）について工事計画を定め、許可の際国土交通大臣の指定する期限までに、工事の施行の認可を申請しなければならない。（以下省略）

--- [港湾法] ---

第2条 省略

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第1号から第11号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第12号から第14号までに掲げる施設をいう。

七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所

4 特定施設整備基準の解説

特定施設整備基準の解説

第1 建築物に関する整備基準

整備箇所	整備基準
<p>1 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）</p>	<p>多数の者（特定施設を利用し、当該特定施設においてサービス等の提供を受ける者に限る。以下同じ。）の利用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合は、当該段は、2に規定する構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 階段（踊場を含む。以下同じ。）または傾斜路（踊場を含み、階段もしくは段に代わるもの、またはこれらに併設するものに限る。以下同じ。）の端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差または傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの（以下「点状ブロック等」という。）を敷設すること。ただし、階段もしくは段または傾斜路の端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア こう配が20分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>ウ 自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるもの</p>

《解説》

この項は、多数の者が利用する廊下等のすべてについて適用される共通の基準です。

ここでは、まず、特定施設整備基準の中で規定する「多数の者」について、「特定施設を利用し、当該特定施設においてサービス等の提供を受ける者に限る。」と定義づけています。具体的には、病院における患者、博物館等における来館者、学校等における児童等、購買施設等における客などの不特定多数の来客者や特定の利用者のことを指しており、施設の従業員や管理者は含まれていません。

したがって、「多数の者の利用に供する廊下等」と規定した場合には、施設の従業員や管理者のみが利用する廊下等には適用されないこととなります。他の項においても、「多数の者の利用に供する」と規定する場合には、この項と同様の扱いとなります。なお、10の項「利用円滑化経路の廊下等」は、7の項で規定する利用円滑化経路のみに適用される基準であるという点で相違しています。

また、ここでいう「廊下その他これに類するもの」とは、建築物内で利用者が移動する際の経路になる部分のことをいい、「廊下」に限らず、風除室、玄関ホール等の移動経路となる空間はもちろんのこと、利用居室であっても、他の利用居室や階段、エレベーター等へ至る経路となっている場合には、「その他これに類するもの」に該当します。

(2)は、廊下等に段を設ける場合の構造について、2の項の基準を準用することを規定しています。ここでは、段の存在に対して、段差解消のための措置は規定しておらず、階段と同様に、手すりの設置や段の識別のしやすさなど段の移動の安全性を確保するための措置について規定しています。

(3)は、階段または傾斜路の上端および下端に接する廊下等の部分について、視覚障害者に段差または傾斜の存在を警告するため、点状ブロック等を設置することを規定しています。ただし、傾斜路で、こう配が20分の1以下のものもしくは高さが16cm以下で、かつ、こう配が12分の1以下のものに近接する廊下等については、点状ブロック等の設置を要しないこととしています。また、自動車車庫について、点状ブロック等の敷設を求めているのは、当該施設を利用する場合は、視覚障害者以外の者が自動車を運転し、歩行による施設内の移動時には、視覚障害者以外の者が視覚障害者を誘導することが想定されるためであり、それ以外に、視覚障害者の単独での利用が想定されない施設についても、同様に点状ブロック等の敷設を求めています。

整備箇所	整備基準
2 階段	<p>多数の者の利用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 手すりを設けること。</p> <p>(2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(5) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。</p> <p>(6) 段のある部分の端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段のある部分の端に近接する踊場の部分が自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるものである場合は、この限りでない。</p>

《解説》

この項は、多数の者が利用する階段について適用される基準です。したがって、施設の従業員や管理者のみが利用する階段には適用されません。

階段は、7の項でいう利用円滑化経路に該当しませんが、だれもが安全で快適に利用できる施設とするために求められる構造について規定しています。

(2)において、「主たる階段」とは、施設内の移動において主に利用される可能性の高いものをいい、「回り段」とは、らせん階段や踊場に段を設けたものをいいます。

(4)は、踏面の端部(段鼻)をその周囲の踏面またはけあげと色の明度差を大きくするなどの方法によって、容易に識別できるようにすることを規定しています。

(6)は、階段の上端および下端に近接する踊場部分について、視覚障害者に段の存在を警告するため、点状ブロック等を設置することを規定しています。この場合も、1の項と同様に、自動車車庫や視覚障害者の単独での利用が想定されない施設については、点状ブロック等の敷設を求めています。なお、階段の上端または下端に近接する廊下等における点状ブロックの敷設については、1の(3)で規定しています。

整備箇所	整備基準
3 傾斜路	<p>多数の者の利用に供する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) こう配が12分の1を超え、または高さが16センチメートルを超える傾斜のある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(2) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(4) 傾斜のある部分の端に近接する踊場の部分には、点状ブロック</p>

	<p>等を敷設すること。ただし、傾斜のある部分の端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア こう配が20分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>ウ 自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるもの</p>
--	--

《解 説》

この項は、多数の者が利用する建築物内部の傾斜路のすべてについて適用される共通の基準です。したがって、施設の従業員や管理者のみが利用する傾斜路には適用されません。なお、11の項「利用円滑化経路の傾斜路」は、7の項で規定する利用円滑化経路のみに適用される基準であるという点で相違しています。

(1)は、こう配が12分の1以下で、かつ、高さが16cm以下の場合には、比較的容易に移動できると考えられることから、手すりの設置を要しないこととしたものです。

(4)は、傾斜路の上端および下端に近接する踊場部分について、視覚障害者に傾斜の存在を警告するため、点状ブロック等を設置することを規定しています。この場合も、1の項と同様に、緩いこう配等の傾斜路に近接する場合や自動車車庫や視覚障害者の単独での利用が想定されない施設については、点状ブロック等の敷設を求めています。なお、傾斜路の上端または下端に近接する廊下等における点状ブロックの敷設については、1の(3)で規定しています。

整備箇所	整備基準
4 便所	<p>(1) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所内に車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして、次に定める構造の便房(以下「車いす使用者便房」という。)を1以上設けること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。ただし、病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものを除く。)、自動車教習所等(学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途に供する建築物に限る。)、購買施設等、サービス施設または飲食店等の用に供する特定施設で、用途面積が500平方メートル以下のものにあつては、車いす使用者が利用できる空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易なものとする。</p> <p>イ 便所には、車いす使用者が使用する際支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 車いす使用者便房が設けられている便所の出入口またはその付近にその旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)および身体障害者更生援護施設等で、(1)に定める構造</p>

の便所のほかに多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)に腰掛便座および手すりを設けた便房を1以上設けること。ただし、(1)に定める構造の便所を2以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ2以上)設ける場合は、この限りでない。

(3) 多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合は、そのうち1以上に床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けるとともに、病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)および身体障害者更生援護施設等にあつては、当該小便器の1以上の周囲に手すりを設けること。

(4) (1)から(3)までに定める構造の便所には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。

(5) 病院・診療所等、身体障害者更生援護施設等のうち老人福祉施設、公会堂・集会場、図書館・博物館等、劇場・映画館等、公衆浴場、購買施設等、飲食店等、体育館等、展示場もしくは官公庁舎等で用途面積が2,000平方メートルを超えるのものまたは公衆便所の用途に供する特定施設に多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)に人工肛門または人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を備えた便房を1以上設けること。

(6) 病院・診療所等、公会堂・集会場、図書館・博物館等、劇場・映画館等、公衆浴場、購買施設等、飲食店等、体育館等、展示場もしくは官公庁舎等(保健所、市町保健センターその他これらに類する施設を除く。)で用途面積が2,000平方メートルを超えるものまたは社会福祉施設等のうち母子福祉施設、公衆便所もしくは官公庁舎等のうち保健所、市町保健センターその他これらに類する施設の用途に供する特定施設に多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。
ア 乳幼児を座らせることができる設備を備えた便房を1以上設けること。

イ 乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。

(7) (5)および(6)の設備を設置した便房または便所の出入口またはその付近にその旨を見やすい方法により表示すること。

《解説》

この項は、多数の者が利用する便所を設ける場合について適用される基準です。したがって、便所がない場合や施設の従業員や管理者のみが利用する便所には適用されません。

(1)は、車いす使用者便房の設置およびその構造について規定しています。車いす使用者が円滑に利用することができる「十分な空間」とは、車いす使用者が便房内で転回することができる空間のことをいいます。ただし、患者を入院させるための施設のない診療所、購買施設等、サービス施設または飲食店等その他の用に供する特定施設で、用途面積が500平方メートル以下の小規模な施設にあつては、物理的な制約等によって十分な空間を確保することが困難な場合があると考えられることから、「車いす使用者が利用できる空間」(車いす使用者が当該便房に入ることができ、一定の方法で便座に移乗できる

空間)が確保されていればよいこととしています。

なお、車いす使用者便房へ至る経路は、7の項で規定する利用円滑化経路に該当するため、8から13の項の規定により段差の解消や出入口、廊下等の幅の確保などの措置が必要になります。また、当該便所内には、(4)の規定により高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設ける必要があります。

(3)の「その他これに類する小便器」とは、床置き式の小便器と同様に子ども等が利用しやすい、いわゆる壁掛け式「低リップ」タイプなどの小便器のことをいいます。

(5)は、人工肛門または人工ぼうこうを使用している者(以下「オストメイト」といいます。)が、汚物の処理等を行うために必要な設備を備えた便房の設置について規定しています。オストメイトは、排泄物を受け止めるためのパウチと呼ばれる袋を身につけていますが、定期的にこれを新しいものに交換する必要があります。その際には、パウチにたまった汚物を便器等に流し、パウチを洗浄した上で廃棄し、体をきれいに拭くといった行動が必要なことから、そのための設備として、パウチの洗浄設備等の設置を求めているものです。対象となる施設は、病院・診療所等、図書館・博物館等、劇場・映画館等、公衆浴場、購買施設等、飲食店等、官公庁舎等その他の施設で用途面積が2,000平方メートルを超える大規模なものや公衆便所で、滞在時間が比較的長い施設等を想定しています。

(6)は、乳幼児連れの人が行動しやすいように、また子育てしやすい環境を整えるために、便所における乳幼児を座らせることができる設備および乳幼児のおむつ替えができる設備の設置について規定しています。対象となる施設は、乳幼児連れの人利用が想定される施設のうち用途面積が2,000平方メートルを超える大規模な施設や保健所、公衆便所等で、(5)と同様に滞在時間が比較的長い施設等を想定しています。なお、乳幼児のおむつ替えができる設備については、イのただし書により便所以外の場所に当該設備を設置する場合には、便所に設置する必要はないこととなりますが、利用者の利便性等を考慮すると便所への設置が望ましいものと考えられます。

整備箇所	整備基準
5 敷地内通路	<p>多数の者の利用に供する敷地内通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段のある部分は、2の(1)、(2)、(4)および(5)に定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア こう配が12分の1を超え、または高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜のある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(4) 排水溝を設ける場合は、溝ふたを設け、車いす使用者等の通行に支障のないものとする。</p>

《解説》

この項は、多数の者が利用する敷地内通路のすべてについて適用される共通の基準です。したがって、施設の従業員や管理者のみが利用する敷地内通路には適用されません。なお、11の項「利用円滑化経路の敷地内通路」は、7の項で規定する利用円滑化経路のみに適用される基準であるという点で相違しています。

(2)は、敷地内通路に段を設ける場合の構造について、2の項の基準を準用することを規定しています。ここでは、段の存在に対して、段差解消のための措置は求めておらず、

階段と同様に、手すりの設置や段の識別のしやすさなど段の移動の安全性を確保するための措置について規定しています。

(3)は、敷地内通路に設けられている傾斜路の構造について規定しています。こう配が12分の1以下で、かつ、高さが16cm以下の場合には、比較的容易に移動できると考えられることから、3の項と同様に手すりの設置を要しないこととしています。

(4)は、敷地内通路上に排水溝を設ける場合に、車いす使用者等の通行に支障のない溝ぶたを設置することについて規定しています。「車いす使用者等」とは、車いす使用者の他に白杖を使用している視覚障害者や杖をついている人を想定しており、こうした人が通行する際に、溝ぶたのすき間に車輪や杖の先端が落ち込まないようにすることを求めるものです。

整備箇所	整備基準
6 駐車場	<p>(1) 多数の者の利用に供する駐車場を設ける場合は、全駐車台数が200以下の駐車場にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える駐車場にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者駐車施設」という。）を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者駐車施設またはその付近に障害者のための国際シンボルマークその他車いす使用者駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 7の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>

《解説》

この項は、多数の者が利用する駐車場を設ける場合について適用される基準です。したがって、駐車場がない場合や施設の従業員や管理者のみが利用する駐車場には適用されません。

(1)は、車いす使用者駐車施設の必要設置数について規定しています。当該建築物の敷地内にある多数の者の利用に供する駐車場の全駐車台数に応じて、車いす使用者駐車施設の必要設置数を定めることとしており、具体的には次のように算出します。

全駐車台数が200以下の場合

$$\text{＜設置必要数＞} = \text{＜全駐車台数＞} \times 1 / 50$$

全駐車台数が200を超える場合

$$\text{＜設置必要数＞} = \text{＜全駐車台数＞} \times 1 / 100 + 2$$

*いずれの場合も、設置必要数は小数点以下を繰り上げた数値となります。

(2)は、車いす使用者駐車施設の構造について規定しています。ウの規定は、7の(1)のウに規定する「車いす使用者駐車施設から利用居室までの経路」である利用円滑化経路の長さが、できる限り短くなるような位置に車いす使用者駐車施設を設置することを求めています。なお、この場合の経路の構造は、8から13の項に適合するものである必要があります。

整備箇所	整備基準
<p>7 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「利用円滑化経路」という。)</p>	<p>(1) 次に掲げる場合は、それぞれ次に定める経路のうち1以上を利用円滑化経路とすること。</p> <p>ア 特定施設に多数の者の利用に供する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合 道、公園または広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路</p> <p>イ 特定施設またはその敷地に車いす使用者便房を設ける場合 利用居室(当該特定施設に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車いす使用者便房までの経路</p> <p>ウ 特定施設またはその敷地に車いす使用者駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>(2) 当該特定施設の用途面積が1,000平方メートル以下であって、直接地上へ通ずる出入口のある階(以下「地上階」という。)またはその直上階もしくは直下階のみに居室がある場合における(1)の規定の適用については、(1)のア中「居室(」とあるのは、「居室(地上階にあるものに限る。)」とする。</p> <p>(3) 利用円滑化経路は、8から13までに定める構造とすること。</p> <p>(4) (1)のアに定める経路を構成する敷地内通路が、地形の特殊性により13の規定によることが困難である場合における(1)および(2)ならびに8から13までの規定の適用については、(1)のア中「道、公園または広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該特定施設の車寄せ」とする。</p>

《解説》

この項は、その施設を利用する際の主要な経路を高齢者、障害者等が円滑に利用できるもの(利用円滑化経路)にすることについて定めた基準です。

(1)は、ア、イ、ウに掲げる経路のうち1以上を利用円滑化経路にすることを規定しています。「1以上を」とは、出発点と到着点を結ぶ経路が複数想定される場合に、少なくとも1ルート以上を利用円滑化経路にする必要があるということです。ア、イ、ウに掲げる「利用居室」は「多数の者の利用に供する居室」のことであり、施設の従業員や管理者のみが利用する居室はこれに該当しません。

(2)は、一定規模以下の施設における利用円滑化経路の対象範囲について規定しています。用途面積が1,000平方メートル以下の施設で、居室のある階が地上階(1階などの直接地上に通ずる出入口がある階)またはその直上階もしくは直下階のみの2層分に限られている場合には、(1)のアにおいて、利用居室を「多数の者の利用に供する居室(地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。)」と読み替え、地上階にある利用居室のみが利用円滑化経路を設定する対象になります。この場合に、地上階の直上階または直下階のいずれかに利用居室があったとしても、その居室からの経路は利用円滑化経路に該当しないことになり、以下の8から13の項までの基準は適用されません。

(3)は、利用円滑化経路の構造について要件となる基準を規定しています。

(4)は、地形的に特殊な状況であることによって、13の項の規定による敷地内通路を設けることが困難な場合において、8から13の項までの規定に関する利用円滑化経路の対象範囲について規定しています。「地形の特殊性」とは、急傾斜地等の地形的な特性をいい、高齢者、障害者等が、道路等から出入口まで徒歩等で移動することが困難と認められる状況のことを想定しています。このような場合には、高齢者、障害者等の移動手段としてバスやタクシー等を想定し、こうした自動車が寄りつくことができる部分(車寄せ)から利用居室等までの経路を利用円滑化経路に設定することとしたものです。

整備箇所	整備基準
8 利用円滑化経路の段差	<p>利用円滑化経路上に階段または段を設けないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 階段または段に傾斜路またはエレベーターもしくはエスカレーター（以下「エレベーター等」という。）を併設する場合</p> <p>(2) 病院・診療所等（患者を入院させるための施設を有するものを除く。）、自動車教習所等（学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途に供する建築物に限る。）、購買施設等、サービス施設または飲食店等の用に供する用途面積が500平方メートル以下の特定施設にあっては、当該施設の構造上その他のやむを得ない理由により、利用円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口に近接する廊下等に段を設ける場合において、当該段の高低差が16センチメートル以下であって、当該段に傾斜路（可動式である場合を含む。）の設置その他の車いす使用者が円滑に移動することができる措置を講じるとき。</p>

《解 説》

この項は、利用円滑化経路の基本的な構造要件として、階段または段を設けないことを定めた基準であり、利用円滑化経路を構成する出入口、廊下等、敷地内通路などの経路に適用されるものです。

(1)は、傾斜路またはエレベーター等を併設する場合には、階段または段を設けることをやむを得ないものとしたものです。この場合の傾斜路およびエレベーター等は、11および12の項に適合するものである必要があります。

(2)は、小規模な施設に対する利用円滑化経路の特例について規定しています。小規模な施設においては、敷地や建築物の物理的な空間の狭小さなどから傾斜路の設置等が困難な場合が想定されるため、車いす使用者の円滑な移動について一定の措置を講じた場合に限って、段の存在を許容することとしたものです。ただし、工夫次第で傾斜路を設けることが可能であると認められる場合は、特例の適用を受けることはできません。

「当該施設の構造上その他のやむを得ない理由」とは、その施設の構造方法や利用方法等に起因して、段を設けることが必然的で避けられないものと認められる相当の理由のことをいいます。また、「利用円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口に近接する廊下等に段を設ける場合」とは、玄関部分に設けられる上がりがまちなどによる段差を想定しており、それ以外の廊下等の部分に段差を設ける場合は、これに該当しません。

代替措置として規定している「傾斜路（可動式である場合を含む。）の設置その他の車いす使用者が円滑に移動することができる措置」とは、段の高低差が16センチメートル以下の場合に、車いす使用者が自力で移動できるように傾斜路を設置すること等の措置のことをいいます。この場合の傾斜路は、可動式（取り外すことができるよう床等に固定されていないもの）のものであっても、移動に支障のない構造のものであれば代替措置として認められることとしています。

整備箇所	整備基準
9 利用円滑化経路の出入口	<p>利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>

《解 説》

この項は、利用円滑化経路上に設けられる出入口に関する基準です。適用される範囲は、利用円滑化経路に設定されている玄関出入口、利用居室や車いす使用者便房への出入口などです。

(1)の幅は、車いす使用者が通過できる寸法であり、実際に通過可能な有効寸法として確保する必要があります。

(2)は、出入口に戸を設ける場合の戸の構造について規定しています。「車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造」とは、自動扉や引き戸とすることをいい、車いす使用者の通過が困難な回転扉は設けないことを求めています。また、「その前後に高低差がない」とは、戸の前後に段差がなく、かつ、車いす使用者がその戸を開閉するために必要となる平坦な部分を確保することをいいます。

整備箇所	整備基準
10 利用円滑化経路の廊下等	<p>利用円滑化経路を構成する廊下等は、1の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>

《解 説》

この項は、利用円滑化経路を構成する廊下等について、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として必要な構造を定めたものであり、1の項で規定された廊下等の基準に加えて、この基準が適用されます。

(1)の幅員は、車いすで通行する場合に、人が横向きになればすれ違うことができる寸法であり、また二本杖歩行者が円滑に通行できる寸法です。有効幅員として、構造物の内法で120cm以上確保する必要があります。

(2)の「車いすの転回に支障のないもの(場所)」とは、車いすを180度転回させることができる空間として、140cm×140cm以上の形状の部分や有効幅員が120cm以上の廊下等の交差部(T字や十字形状等で交差している部分)などのことをいいます。なお、廊下等の有効幅員が140cm以上ある場合も、車いすの転回に支障がないものに該当します。

整備箇所	整備基準
11 利用円滑化経路の傾斜路	<p>利用円滑化経路を構成する傾斜路は、3の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、階段または段に代わるものにあっては120センチメートル以上、階段または段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下の傾斜路にあっては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路には、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p>

《解 説》

この項は、利用円滑化経路を構成する傾斜路について、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として必要な構造を定めたものであり、3の項で規定された傾斜路の基準に加えて、この基準が適用されます。なお、この傾斜路は、3と同様に建築物内部に設けられたものが対象です。

(1)の幅員は、階段または段に代わるものでは、車いすで通行する際に人が横向きになればすれ違うことができる寸法であり、階段または段に併設するものでは、傾斜路を車いすで通行できる寸法です。いずれも、構造物の内法で有効幅員として確保する必要があります。

(3)は、傾斜路の高低差が高い場合に、車いす使用者が途中で休憩や加・減速できるような平坦部分を設けることを求めるものです。

整備箇所	整備基準
12 利用円滑化経路のエレベーター等	<p>(1) 利用円滑化経路を構成するエレベーター（(2)に規定するものを除く。）およびその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア かご（人を乗せ、昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車いす使用者便房または車いす使用者駐車施設がある階および地上階に停止すること。</p> <p>イ かごおよび昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>オ かご内および乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>カ かご内には、かごが停止する予定の階およびかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>キ かご内の側板には、手すりを設けること。</p> <p>ク かご内には、出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置すること。</p> <p>ケ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>コ 用途面積が2,000平方メートルを超える特定施設の利用円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、アからウまでおよびオからクまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。</p> <p>(イ) かごは、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>サ 多数の者の利用に供するエレベーターおよび乗降ロビー（自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるものを除く。）は、アからコまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) かご内には、かごが到着する階ならびにかごおよび昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(イ) かご内および乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作すること</p>

	<p>ができるものとする。</p> <p>(ウ) かご内または乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(2) 利用円滑化経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーター等は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア エレベーターにあつては、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定する構造とすること。</p> <p>(イ) かごの床面積は、0.84平方メートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合は、かごの床面積が十分に確保されていること。</p> <p>イ エスカレーターにあつては、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 平成12年建設省告示第1417号第1号ただし書に規定する構造とすること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に昇降するために必要な幅が確保されていること。</p>
--	--

《解 説》

この項は、利用円滑化経路を構成するエレベーターや特殊な構造または使用形態のエレベーター等について適用される基準です。したがって、エレベーター等がない場合や施設の従業員や管理者のみが利用するエレベーター等には適用されません。

(1)は、エレベーターの構造について規定しています。なお、特殊な構造または使用形態のエレベーター等については、(2)でその構造を規定しており、(1)の規定は適用されません。

(1)のアからケは、すべてのエレベーターおよび乗降ロビーに適用される規定です。ウでは、かごの奥行きを135cm以上とすることを規定しているのみで、手動車いすまたは電動車いすが収まるような大きさが確保されていれば、基準に適合していることとなります。オの「車いす使用者が利用しやすい位置」とは、車いす使用者がかごに乗っている状態または乗降ロビーで待機している状態で、操作しやすい制御装置の高さおよび平面的な位置のことをいいます。キの手すりおよびクの鏡は、車いす使用者等が円滑に利用できるようにその設置高さに配慮する必要があります。

コは、用途面積が2,000㎡を超える施設に設けるエレベーターのかごの大きさ等について規定しています。(ア)のかごの床面積「1.83㎡」は、JIS規格の定員11人乗りの大きさに該当し、(イ)では、車いすがかごの中で転回するために支障のない形状とすることを求めています。

サは、自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるエレベーターおよび乗降ロビーの構造について規定しています。(イ)は、かごおよび乗降ロビーに設ける制御装置について、点字等の表示により視覚障害者が利用しやすいものとするを規定しています。ただし、車いす使用者が利用しやすい位置に設ける制御装置については、視覚障害者の利用が想定されないことから除いています。

(2)は、利用円滑化経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーター等の構造について規定しています。これは、利用円滑化経路上に、車いす使用者が利用可能な特殊な構造または使用形態のエレベーター等を設ける場合に適用されるものです。

アは、特殊な構造または使用形態のエレベーターの構造について規定しています。これは、一般的に「階段昇降機」や「段差解消機」と呼ばれているもので、(ア)では、建築基準法に基づく告示に規定する構造とすることを求めています。

イは、特殊な構造または使用形態のエスカレーターの構造について規定しています。これは、踏段の構造を通常の状態から変更することにより、車いすで昇降できるようにするもので、(ア)では、建築基準法に基づく告示に規定する構造とすることを求めています。

(参 考)

平成12年建設省告示第1413号(抜粋)

特殊な構造または使用形態のエレベーターおよびエスカレーターの構造方法を定める件

平成12年5月31日

改正 平成14年5月31日国土交通省告示第478号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を次のように定める。

第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第129条の3第2項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。

一～六(省略)

七 昇降行程が4メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15メートル以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のもの
令第129条の6第一号及び第129条の7第四号の規定によるほか、次に定める構造であること。

イ かごは、次に定める構造であること。ただし、昇降行程が1メートル以下のエレベーターで手すりを設けたものにあつては、この限りでない。

(1) 次に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

(i) () 以外のエレベーター 出入口の部分を除いて、高さ1メートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から高さ15センチメートル以上の立ち上がり部分を設け、かつ、高さ1メートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあつては、この限りでない。

() 車いすに座ったまま使用する1人乗りのエレベーターで、エレベーターの昇降の操作をかご内の人が行うことができないもの 出入口の部分を除いて、高さ65センチメートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から7センチメートル(出入口の幅が80センチメートル以下の場合にあつては、6センチメートル)以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ65センチメートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあつてはこの限りではない。

(2) 出入口には、戸又は可動式の手すりを設けていること。

ロ 用途、積載量(キログラムで表した重量とする。)最大定員(積載荷重を平成12年建設省告示第1415号第五号に定める数値とし、重力加速度を9.8メートル毎秒毎秒とし、1人当たりの体重を65キログラム、車いすの重さを110キログラムとして計算した定員をいう。)その他次に定めるエレベーターの用途に応じて次に定める事項を明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示していること。

(1) 車いすに座ったまま使用する1人乗りのエレベーター 車いすに座ったまま使用する1人乗りのエレベーターであること。

(2) 車いすに座ったまま使用することができないエレベーター 車いすに

座ったまま使用することができないこと。

八 昇降路は、次に定める構造であること。

- (1) 高さ1.8メートル以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設けていること。ただし、かごの底と当該壁若しくは囲い又は床との間に人又は物が挟まれるおそれがある場合において、かごの下にスカートガードその他これに類するものを設けるか、又は強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けた場合にあってはこの限りでない。
- (2) 出入口の床先とかごの床先との水平距離は、4センチメートル以下であること。
- (3) つり合おもりを設ける場合にあっては、人又は物がつり合おもりに触れないよう壁又は囲いを設けていること。
- (4) かご内の人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしていること。

二 次に掲げる安全装置が設けられていること。

- (1) 昇降行程が1.0メートルを超えるものにおいて、かご及び昇降路のすべての戸又は可動式の手すりが閉じていなければかごを昇降させることができない装置
- (2) かごが折りたたみ式のもので動力を使用してかごを開閉するものにおいて、次に掲げる装置
 - (i) 鍵を用いなければかごの開閉ができない装置
 - () 開閉中のかごに人又は物が挟まれた場合にかごの開閉を制止する装置
 - () かごの上に人がいる場合又は物がある場合にかごを折りたたむことができない装置
- (3) かごが着脱式のものにおいて、かごとレールが確実に取り付けられていなければかごを昇降させることができない装置
- (4) 住戸内のみを昇降するもの以外のものにおいて、積載荷重を著しく超えた場合において警報を発し、かつ、かごを昇降させることができない装置又は鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置

(以下省略)

平成12年建設省告示第1417号(抜粋)

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏み段の定格速度を定める件

平成12年5月31日

第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第129条の12第1項第1号に規定する人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造は、次のとおりとする。ただし、車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30メートル以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにおいては、第1号及び第2号の規定は適用しない。

一 踏段側部とスカートガードのすき間は、5ミリメートル以下とすること。

二 踏段と踏段のすき間は、5ミリメートル以下とすること。

三(省略)

第2(省略)

整備箇所	整備基準
13 利用円滑化経路の敷地内通路	<p>利用円滑化経路を構成する敷地内通路は、5の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(4) 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるもの(こう配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p>

《解説》

この項は、利用円滑化経路を構成する敷地内通路について、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として必要な構造を定めたものであり、5の項で規定された敷地内通路の基準に加えて、この基準が適用されます。

(1)、(2)および(3)は、10の項と同様の基準です。

(4)は、敷地内通路に設けられた傾斜路の構造について規定しています。

整備箇所	整備基準
14 施設の利用に関する情報を提供することができる場所(以下「案内場所」という。)までの経路	<p>(1) 特定施設またはその敷地に当該特定施設の案内場所を設ける場合は、道等から当該案内場所までの経路で多数の者が利用するもののうち、1以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。)とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 道等から案内場所までの経路が自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない特定施設に設けるものである場合</p> <p>イ 特定施設の内にある当該特定施設を管理する者等が常時勤務する案内場所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(3)に定める構造のものである場合</p> <p>(2) 視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 視覚障害者誘導用ブロック等(線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。)および点状ブロック等を適切に組み合わせたものをいう。以下同じ。)を敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行</p>

	<p>方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(1) 段のある部分または傾斜のある部分の端に近接する部分。 ただし、次のいずれかに該当する部分を除く。</p> <p>a こう配が20分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>(3) 特定施設またはその敷地に当該特定施設の案内場所が設けられていない場合は、道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路(多数の者が利用するものに限る。)のうち、1以上を(2)に定める構造とすること。</p>
--	--

《解説》

この項は、道等からその施設の案内場所までの経路を視覚障害者が円滑に利用できるもの(視覚障害者利用円滑化経路)にすることについて定めた基準です。「案内場所」とは、その施設を利用するために必要な情報を提供することができる受付窓口や案内板、インターホン等の音声による誘導案内設備のことをいいます。

(1)は、特定施設またはその敷地に案内場所を設ける場合に、道等からその案内場所までの経路のうち1以上を視覚障害者利用円滑化経路にすることを規定しています。ここでは、「案内場所を設ける場合」について規定しており、案内場所を設けない場合には(1)の規定は適用されず、(3)の規定によることとなります。また、「1以上を」とは、道等と案内場所を結ぶ経路が複数想定される場合に、少なくとも1ルート以上を視覚障害者利用円滑化経路にする必要があるということです。

ただし、アにおいては、1の項と同様に、自動車車庫等の場合については、視覚障害者以外の者が視覚障害者を誘導することが想定されるため、視覚障害者利用円滑化経路を設けることを求めています。また、イにおいては、受付やフロント等から建物の出入口を容易に視認でき、かつ、(3)の規定により道等から当該出入口までの経路を(2)の規定に適合するものとした場合には、当該出入口から建物内部側に視覚障害者利用円滑化経路を設けることを求めています。

なお、この経路は、7の「利用円滑化経路」と必ずしも一致する必要はありません。

(2)は、視覚障害者利用円滑化経路の構造に関する規定です。その構造として、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設するか、または音声等による誘導設備を設けることを求めています。なお、進行方向を変更する必要がない場合の風除室の内部における視覚障害者誘導用ブロック等やこう配が緩い場合等の傾斜路の端部における点字ブロック等については、視覚障害者の利用上支障がないものとして敷設を求めないこととしています。また、視覚障害者利用円滑化経路に該当していない敷地内通路に段または傾斜路がある場合においても、段または傾斜路の端部における点状ブロックの設置は要しないこととしています。

(3)は、案内場所を設けない場合においても、道等から出入口までを(2)の規定による構造とすることを求めるものです。

整備箇所	整備基準
15 授乳場所	病院・診療所等、公会堂・集会場、図書館・博物館等、劇場・映画館等、公衆浴場、購買施設等、飲食店等、体育館等、展示場もし

くは官公庁舎等（保健所、市町保健センターその他これらに類する施設を除く。）で用途面積が2,000平方メートルを超えるものまたは社会福祉施設等のうち母子福祉施設もしくは官公庁舎等のうち保健所、市町保健センターその他これらに類する施設にあつては、授乳場所を設置し、ベビーベッドおよびいすまたはこれらに代わる設備を設けること。

《解 説》

この項は、乳幼児連れの人の利用が想定される施設について、乳幼児の授乳やおむつ換えをするための設備を設けることを定めた基準です。

対象となる施設は、病院・診療所等、図書館・博物館等、劇場・映画館等、公衆浴場、購買施設等、飲食店等、官公庁舎等その他の施設で用途面積が2,000平方メートルを超える大規模なものや母子福祉施設、保健所等で、滞在時間が比較的長い施設等を想定しています。

整備箇所	整備基準
16 観覧席・客席	<p>(1) 公会堂・集会場、劇場・映画館等および体育館等のうち固定式の観覧席・客席部にあつては、間口85センチメートル以上で奥行き110センチメートル以上の車いす使用者席を次に定める数以上設けること。</p> <p>ア 席の数が500以下のものにあつては、2</p> <p>イ 席の数が500を超えるものにあつては、席の数に1,000分の5を乗じて得た数(小数点以下の端数は、切り捨てるものとする。)</p> <p>(2) 観覧席・客席部の9に定める構造の出入口のうち1以上の出入口から(1)に定める構造の各車いす使用者席に至る経路のうちそれぞれ1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合は、3の(2)および11の(1)から(3)までに定める構造の傾斜路および踊場を設けること。</p>

《解 説》

この項は、公会堂・集会場、劇場・映画館等および体育館等で、固定式の観覧席・客席部を設ける場合に適用される基準です。したがって、規定に該当しない施設や固定の観覧席等がないものには適用されません。

整備箇所	整備基準
17 浴室等(客室の内部に設置するものを除く。)	<p>病院・診療所等（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）身体障害者更生援護施設等、旅館等および公衆浴場において、多数の者の利用に供する浴室を設ける場合は、そのうち1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 浴槽および洗い場は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう腰掛台、手すり等が適切に配置されたものとする。</p> <p>(2) 脱衣室を設ける場合は、18に定める構造とすること。</p>

《解 説》

この項は、病院・診療所等、旅館等、公衆浴場などの施設において、多数の者が利用する浴室等を設ける場合について適用される基準です。したがって、浴室自体がない場合や施設の従業員や管理者のみが利用する浴室等には適用されません。

整備箇所	整備基準
18 更衣室およびシャワー室	<p>体育館等において、更衣室またはシャワー室を設ける場合は、そのうちそれぞれ1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるような十分な床面積が確保され、かつ、腰掛台、手すり等が適切に配置されたものとする。</p> <p>(2) 出入口は、9に定める構造とすること。</p>

《解 説》

この項は、体育館等において、多数の者が利用する更衣室またはシャワー室を設ける場合について適用される基準です。したがって、更衣室またはシャワー室がない場合や施設の従業員や管理者のみが利用する更衣室またはシャワー室には適用されません。

(1)の「十分な床面積が確保され」とは、更衣室またはシャワー室内で車いす使用者が円滑に移動でき、更衣やシャワーをすることができる空間が確保されていることをいいます。

整備箇所	整備基準
19 客室	<p>旅館等にあつては、1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口は、9に定める構造とすること。</p> <p>(2) 室内は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような十分な床面積が確保されていること。</p> <p>(3) 高齢者、障害者等が利用できる床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置された構造の便房が設けられていること。ただし、客室の外部に多数の者の利用に供する4の(1)に定める構造の便所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 高齢者、障害者等が利用できる浴槽、腰掛台、手すり等が適切に配置された構造の浴室が設けられていること。ただし、客室の外部に多数の者の利用に供する17に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りでない。</p>

《解 説》

この項は、旅館等における利用者の宿泊に供する客室の構造に関する基準です。

(2)の「十分な床面積が確保されている」とは、客室内で車いす使用者が転回できる空間が確保されていることをいいます。

(3)の便房または(4)の浴室は、客室の外部に4の(1)の規定による車いす使用者便房や17の規定による浴室を設ける場合は、必ずしも客室内に設ける必要はありません。

整備箇所	整備基準
20 受付カウンターおよび記載台	<p>受付カウンター等を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できるような高さ等に配慮した構造とすること。ただし、病院・診療所</p>

(以下「受付カウンター等」という。)	等（患者を入院させるための施設を有するものを除く。）自動車教習所等（学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途に供するものに限る。）購買施設等、サービス施設または飲食店等の用に供する特定施設（用途面積が500平方メートル以下のものに限る。）で、受付カウンター等以外の場所または設備により同等の機能を確保できる場合は、この限りでない。
--------------------	---

《解 説》

この項は、受付カウンターや記載台を設ける場合について適用される基準です。したがって、これらの設備を設置しない場合には適用されません。

「高さ等に配慮した」とは、受付カウンター等の上端の高さが車いす使用者にとって利用しやすいものであり、受付カウンター等の下部に車いす使用者のひざや車いす自体が入るような空間が確保されていることをいいます。

なお、患者を入院させるための施設のない診療所、購買施設等、サービス施設または飲食店等その他の用に供する特定施設で、用途面積が500平方メートル以下の小規模なものにあっては、物理的な制約等によってこうした設備を設置することが困難な場合があると考えられることから、車いす使用者が利用可能な他の場所や机等の設備によって、受付カウンター等と同等の機能が確保されていればよいこととしています。

整備箇所	整備基準
21 公衆電話所	<p>公衆電話所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 電話台は、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとする。</p> <p>(2) 公衆電話所に出入口を設ける場合は、9に定める構造とすること。</p>

《解 説》

この項は、公衆電話所を設ける場合について適用される基準です。したがって、公衆電話所がない場合には適用されません。

(1)の「高さ等に配慮した」とは、20の項と同様に、電話台の上端の高さが車いす使用者にとって利用しやすいものであり、電話台の下部に車いす使用者のひざや車いす自体が入るような空間が確保されていることをいいます。

整備箇所	整備基準
22 券売機	<p>券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 金銭投入口および操作ボタンは、車いす利用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとする。</p> <p>(2) 点字による表示を行うこと。</p>

《解 説》

この項は、券売機を設ける場合について適用される基準です。したがって、券売機がない場合には適用されません。

(1)の「高さ等に配慮した」とは、金銭投入口および操作ボタンの高さが車いす使用者にとって利用しやすいものであり、券売機の下部に車いす使用者のひざや車いす自体が入るような空間が確保されていることをいいます。

整備箇所	整備基準
23 案内標示等	<p>(1) 案内場所に案内板を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 案内板の高さ、文字の大きさ、標示等は、高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいものとする。</p> <p>イ 点字による表示または音声その他の方法により視覚障害者が当該施設を円滑に利用できるものとする。</p> <p>(2) 病院・診療所等のうち病院にあっては、診察および投薬を待つための文字による表示装置（投薬を行わない病院にあっては、投薬に係る表示装置を除く。）を受付等に設置すること。</p> <p>(3) (1)の案内板または4の(1)のウおよび(7)の表示その他これらに類する案内または誘導のための標識を設ける場合は、必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示を行うこと。</p>

《解 説》

この項は、だれもが利用しやすい施設とするための案内標示等に関する基準です。

(1)は、案内場所に案内板を設ける場合の案内板の構造について規定しています。したがって、案内板がない場合には適用されません。

(2)は、病院に診察および投薬を待つための表示装置を設置することを規定しています。表示は文字によることとしていますが、その方法については規定していません。ここでいう「投薬」とは、処方せんにより薬剤を調整した後患者にその薬剤を渡すこと、または患者に薬物を投与することをいいます。なお、病院によっては、投薬（処方せんにより調整した薬剤を患者に渡す行為に限る。）を行わない場合があることから、その場合には投薬に係る表示装置の設置を要しないこととしています。

(3)は、案内板や案内のための標識等を設ける場合の表示方法について規定しています。したがって、これらの案内板がない場合には適用されません。

「その他これらに類する案内または誘導のための標識」とは、(1)の案内板および4の便所に関する案内標示の他に、高齢者、障害者等が当該施設を円滑に利用するために必要性の高いエレベーター、授乳場所、休憩設備などの案内やこれらの設備等へ誘導するための標識のことをいいます。また、「必要に応じ」とは、それぞれの施設における利用者の特性に沿って必要となる対応を求めているもので、利用者が不特定多数の場合には、だれも見やすい表示を行う必要があることとなります。

整備箇所	整備基準
24 緊急時の避難設備	<p>公会堂・集会場、劇場・映画館等および旅館等における緊急時の避難設備は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 自動火災報知設備（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条に定める基準の設備をいう。）を設ける場合は、非常時を知らせる点滅灯および音声誘導装置を設けること。</p> <p>(2) 廊下、階段その他の通路において、防火戸（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第14項に定める特定防火設備または防火設備として設ける戸をいう。）にくぐり戸を設ける場合は、当該くぐり戸は次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸の下部は、またぐ必要のないものとする。</p>

《解 説》

この項は、公会堂・集会場等の施設に設けられる緊急時の避難設備の構造に関する基準です。対象となる施設は、避難設備の重要性が高いと考えられる施設として、公会堂・集会場、劇場・映画館等および旅館等に限っており、その他の施設には適用されません。

(1)は、自動火災報知設備を設ける場合において、非常時であることを視覚障害者または聴覚障害者に知らせる装置を設置することについて規定しています。対象となる施設であっても、自動火災報知設備がない場合には適用されません。

(2)は、廊下、階段その他の通路に設ける建築基準法施行令に規定する防火戸に、避難のためのくぐり戸を設ける場合のくぐり戸の構造について規定しています。対象となる施設であっても、防火戸を設けない場合や防火戸にくぐり戸を設けない場合は、この規定は適用されません。この「またぐ必要のないもの」とは、高齢者や車いす使用者等が円滑に通過できるように、支障となるような柵等を設けない構造とすることをいいます。

整備箇所	整備基準
25 休憩設備	病院・診療所等、公会堂・集会場、図書館・博物館等、購買施設等、体育館等、展示場または官公庁舎等で用途面積が2,000平方メートルを超える特定施設にあっては、高齢者、障害者等が休憩できるベンチ等の設備を設けること。

《解 説》

この項は、高齢者、障害者等が休憩するためのベンチ等の設備を設けることを定めた基準です。対象となる施設は、病院・診療所等、図書館・博物館等、購買施設等、官公庁舎等その他の施設で用途面積が2,000平方メートルを超える大規模なもので、滞在時間が比較的長い施設等を想定しています。

整備箇所	整備基準
26 増築等における整備基準の適用範囲	<p>特定施設の増築、改築、用途変更（施設の用途を変更して特定施設とする場合を含む。）、大規模の修繕または大規模の模様替え（以下「増築等」という。）をする場合は、次に掲げる部分に限り1から25までの規定を適用する。</p> <p>(1) 当該増築等に係る部分</p> <p>(2) 道等から(1)の部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等および敷地内通路</p> <p>(3) 多数の者の利用に供する便所（(1)の部分に、4に定める構造の便所を設置する場合を除く。）</p> <p>(4) (1)の部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていない場合にあつては、道等。(6)において同じ。）から車いす使用者便所までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等および敷地内通路</p> <p>(5) 多数の者の利用に供する駐車場（(1)の部分に係る敷地の部分に、6に定める構造の駐車場を設置する場合を除く。）</p> <p>(6) 車いす使用者駐車施設から(1)の部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等および敷地内通路</p>

《解 説》

この項は、特定施設の増築等を行う場合について、整備基準を適用する範囲を定めた基準です。

条例第11条では、様々な機会を捉えて施設の整備改善を図り、だれもが住みたくなる福祉のまちづくりを推進するという立場から、特定施設の新築の機会だけでなく、増築、改築、移転、用途変更、大規模の修繕および大規模の様態替えについても整備基準の遵守を義務づけています。また、増築等の場合における特定施設の適用範囲については、既存部分も含めた建築物全体の用途面積で捉えることとしています。

ただし、新築の場合と異なり、既存部分が存在する増築等の場合には、構造上や経費的な理由等により施設全体を整備基準に適合させることが困難なケースが想定されることから、増築等に係る部分を主体として、当該増築等の部分へ至るまでの経路など増築等の部分を利用するために必要となる部分について、整備基準への適合を求めようとするものです。

(1)は、増築等を行う部分について、1から25の項に係る整備箇所がある場合にそれぞれの基準を適用しようとするものです。

(2)は、道等から増築等に係る部分にある利用居室までの1以上の経路について、その経路を構成する出入口、廊下等、傾斜路などを基準適用の対象とするものです。なお、増築等に係る部分に利用居室がない場合は、この規定により整備基準が適用される部分は発生しないこととなります。

(3)は、増築等に係る部分に4の項による便所が設置されている場合を除き、多数の者の利用に供する便所について整備基準を適用するものです。したがって、増築等を行う場合においても、増築等に係る部分または既存部分のいずれかにかかわらず、多数の者の利用に供する便所については、必ず整備基準が適用されることとなります。

(4)は、増築等に係る部分にある利用居室から車いす使用者便房までの1以上の経路について、その経路を構成する出入口、廊下等、傾斜路などを基準適用の対象とするものです。この場合の車いす使用者便房は、増築等に係る部分または既存部分のいずれかにかかわらず、多数の者の利用に供する便所に設けられるものが該当します。なお、増築等に係る部分に利用居室がない場合は、道等から車いす使用者便房までの1以上の経路について基準を適用することとなります。

(5)は、増築等に係る敷地の部分に6の項による駐車場が設置されている場合を除き、多数の者の利用に供する駐車場について整備基準を適用するものです。したがって、増築等を行う場合においても、増築等に係る敷地の部分または既存の敷地の部分のいずれかにかかわらず、多数の者の利用に供する駐車場については、必ず整備基準が適用されることとなります。

(6)は、車いす使用者駐車施設から増築等に係る部分にある利用居室までの1以上の経路について、その経路を構成する出入口、廊下等、傾斜路などを基準適用の対象とするものです。この場合の車いす使用者駐車施設は、増築等に係る敷地の部分または既存の敷地の部分のいずれかにかかわらず、多数の者の利用に供する駐車場に設けられるものが該当します。なお、増築等に係る部分に利用居室がない場合は、車いす使用者駐車施設から道等までの1以上の経路について基準を適用することとなります。

第2 道路に関する整備基準

整備箇所	整備基準
歩道または自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）	<p>歩道等を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅員は、車いす使用者が円滑に通行できるものとする。</p> <p>(2) 舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(3) 縦断こう配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(4) 横断こう配は、車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分（以下「車両乗入れ部」という。）を除き1パーセント以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 次に掲げる部分の縁端は、当該車道または路肩の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とすること。 ア 歩道等と車道の交差部（横断歩道が設けられている箇所を除く。）の歩道等の部分 イ 横断歩道に接続する歩道等の部分</p> <p>(6) (5)のアまたはイに掲げる部分は、車いす使用者の通行に支障のないものとする。</p> <p>(7) 横断歩道における中央分離帯の部分は、車いす使用者の通行に支障のないものとする。</p> <p>(8) 車両乗入れ部を設ける場合は、車いす使用者の通行に支障のないものとする。</p> <p>(9) 公共交通機関の施設と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて視覚障害者誘導ブロック等を敷設すること。</p>

《解説》

道路に関する整備基準は、歩道および自転車歩行者道の構造について規定しています。

(3)の「地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合」とは、道路の地形そのものが急勾配になっていて、歩道等を緩い勾配にすることが不可能な場合などのことをいいます。

(4)の横断こう配は、歩道等の延長方向に垂直な方向のこう配について規定しています。車いす使用者などが歩道を円滑に通行できるようにするために、横断こう配はできる限り小さくする必要があります。車両乗り入れ部については、横断こう配を適用しないこととしていますが、これは車道と歩道の高低差がある場合に、歩道等の部分でこう配をつけてすり付けることが考えられるためです。しかし、この場合においても、一定幅の平坦な部分を確保するなど車いす使用者の通行に支障がないようにすることを(8)で規定しています。また、「道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合」とは、透水性舗装としない場合やその地域の気象条件などにより排水等のためのこう配が必要な場合などのことをいいます。

(5)は、歩道等の縁端部の構造に関する規定です。歩道等と車道の交差部または横断歩道に接続する部分における歩道等の縁端と車道との段差は、車いす使用者などの通行のしやすさを確保するとともに視覚障害者が歩道等と車道の境界を認知できるような寸法として、2cmを標準とすることとしています。

(6)は、(5)のアまたはイに掲げる歩道等の部分について、車いす使用者が車道の横断

や方向転換などを円滑に行えるよう、平坦で安全に待機できる部分の確保や車道との縁端部の形状を工夫するなどにより車いす使用者の通行に支障がない構造とすることを求めています。

(8)は、車両乗り入れ部を設ける場合に、一定幅の平坦な部分を確保するなど車いす使用者の通行に支障がないようにすることを求めています。

第3 公園に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 出入口	多数の者の利用に供する出入口のうち1以上は、第1の9に定める構造とすること。

《解説》

公園に関する整備基準は、別表第1の公園の部に規定する施設に適用されるものです。

1の出入口は、第1建築物に関する整備基準の9の項によることとし、出入口の幅および戸を設ける場合の構造に関する規定が適用されます。

整備箇所	整備基準
2 園路等	<p>主要な園路または道等から1の出入口までもしくは車いす使用者駐車施設から主要な園路までの敷地内の通路(以下「主要な園路等」という。)は、次に定める構造とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第1の5の(1)、(2)および(4)ならびに13の(1)から(3)までに定める構造とすること。</p> <p>(2) 視覚障害者の利用上必要な箇所には、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。</p> <p>(3) 階段または段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路またはエレベーター等を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 傾斜路にあっては、第1の5の(3)および13の(4)に定める構造とすること。</p> <p>イ エレベーター等にあっては、第1の12に定める構造とすること。</p>

《解説》

この項は、主要な園路等の構造について規定しています。主要な園路等については、建築物の敷地内通路に関する規定を適用し、階段または段を設ける場合には、傾斜路等を設けることとしています。ただし、公園や社寺においては、地形そのものが急勾配である場合などが想定されることから、こうした場合でやむを得ないと判断できるものに限り基準への適合を求めないこととしています。

整備箇所	整備基準
3 便所	多数の者の利用に供する便所(公衆便所を除く。)を設ける場合は、第1の4の(1)、(3)および(4)に定める構造とすること。

《解説》

この項では、公園に設置する便所の構造について、建築物の便所に関する規定を適用することとしています。ここで、公衆便所を除くこととしているのは、公園に設置され

る便所であっても、市町が環境衛生上の必要性から設ける公衆便所は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づくものと位置づけられ、別表第1の建築物の部における公衆便所に該当するためです。

整備箇所	整備基準
4 ベンチ	1以上のベンチを設けること。
5 駐車場	<p>(1) 多数の者の利用に供する駐車場を設ける場合は、全駐車台数が200以下の駐車場にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える駐車場にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者駐車施設またはその付近に障害者のための国際シンボルマークその他車いす使用者駐車場施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 車いす使用者駐車施設から主要な園路までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること</p>
6 受付カウンター等	受付カウンター等を設ける場合は、第1の20に定める構造とすること。
7 券売機	券売機を設ける場合は、第1の22に定める構造とすること。
8 改札口	改札口を設ける場合は、そのうち1以上は幅が80センチメートル以上とすること。
9 案内標示	<p>(1) 案内板を設ける場合は、そのうち1以上は次に定める構造とすること。</p> <p>ア 1に定める構造の出入口の付近に設けること。</p> <p>イ 第1の23の(1)に定める構造とすること。</p> <p>(2) (1)の案内板または3の便所における車いす使用者便所の表示その他これらに類する案内または誘導のための標識を設ける場合は、第1の23の(3)に定める構造とすること。</p>
10 改築時の適用範囲	<p>公園の改築（当該改築に係る部分の敷地面積の合計が当該施設の敷地面積の合計の2分の1以下である場合に限る。）をする場合は、次に掲げる部分に限り1から9までの規定を適用する。</p> <p>(1) 当該改築に係る部分</p> <p>(2) 道等から(1)の部分にある主要な園路までの経路のうち主要な園路等</p> <p>(3) 多数の者の利用に供する駐車場（(1)の部分に5に定める構造の駐車場を設置する場合を除く。）</p>

《解説》

この項は、公園の改築（改築にかかる敷地の規模が一定以下の場合）を行う場合における整備基準を適用する範囲を定めています。

新設の場合と異なり、既存部分が存在する改築の場合には、構造上や経費的な理由により施設全体を整備基準に適合させることが困難な場合が想定されることから、改築に係る部分を主体として、当該改築の部分へ至るまでの経路など改築の部分を利用するために必要となる部分について、整備基準への適合を求めようとするものです。

(1)は、改築を行う部分について、1から9の項に係る整備箇所がある場合にそれぞれの基準を適用しようとするものです。

(2)は、道等から改築に係る部分にある主要な園路までの経路のうち、主要な園路等を基準適用の対象とするものです。

(3)は、改築に係る敷地の部分に5の項による駐車場が設置されている場合を除き、多数の者の利用に供する駐車場について整備基準を適用するものです。したがって、改築を行う場合においても、改築に係る敷地の部分または既存の敷地の部分のいずれかにかかわらず、多数の者の利用に供する駐車場については、必ず整備基準が適用されることとなります。

第4 駐車場に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 車いす使用者 駐車施設	<p>(1) 多数の者の利用に供する駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者駐車施設またはその付近に障害者のための国際シンボルマークその他車いす使用者駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 車いす使用者駐車施設から道等までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
2 出入口	<p>多数の者の利用に供する出入口のうち1以上は、第1の9に定める構造とすること。</p>
3 駐車場内の通路	<p>車いす使用者駐車施設から2の出入口までの通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 第1の5の(1)、(2)および(4)ならびに13の(1)から(3)までに定める構造とすること。</p> <p>(2) 通路には、段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路またはエレベーター等を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 傾斜路にあっては、第1の5の(3)および13の(4)に定める構造とすること。</p> <p>イ エレベーター等にあっては、第1の12に定める構造とすること。</p>

《解説》

駐車場に関する整備基準は、別表第1の駐車場の部に規定する路外駐車場に適用されるものです。その構造は、第1建築物に関する整備基準によることとしています。

第5 公共交通機関の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準
<p>1 高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路（以下「移動円滑化経路」という。）</p>	<p>(1) 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間の経路には、移動円滑化経路を乗降場ごとに1以上設けること。</p> <p>(2) 移動円滑化経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路またはエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路またはエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。</p> <p>(3) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（1の(6)および3に定める構造のものに限る。）またはエレベーター（1の(7)に定める構造のものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合または管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合は、(2)の規定によらないことができる。</p> <p>(4) 移動円滑化経路と公共用通路との間の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) 自動的に開閉するものまたは車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものとする。</p> <p>ウ エに規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>エ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(5) 移動円滑化経路を構成する通路は、2の(1)および(2)の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p>

- (イ) 自動的に開閉するものまたは車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものとする。ウ エに規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- エ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (6) 移動円滑化経路を構成する傾斜路は、3の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ア 有効幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- イ こう配は、12分の1以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、8分の1以下とすることができる。
- ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- (7) 移動円滑化経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。
- ア かごおよび昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- イ かごの内法幅は140センチメートル以上とし、内法奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであつて、車いす使用者が円滑に乗降できるもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。
- ウ かご内には、車いす使用者が乗降する際にかごおよび昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。
- エ かごおよび昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できるものとする。
- オ かご内には、手すりを設けること。
- カ かごおよび昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。
- キ かご内には、かごが停止する予定の階およびかごの現在位置を表示する設備を設けること。
- ク かご内には、かごが到着する階ならびにかごおよび昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。
- ケ かご内および乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- コ かご内に設ける操作盤および乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できるものとする。
- サ 乗降ロビーの有効幅は150センチメートル以上とし、有効奥行きは150センチメートル以上とすること。
- シ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、かご内にかごおよび昇降路の出入口の戸が開いた時に、かごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合または当該エレベーターの停止す

る階が2のみである場合は、この限りでない。

ス 乗降口ビーには、到着するかごの昇降方向を表示する設備を設けること。ただし、当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。

(8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に定める構造とすること。ただし、キおよびクについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

ア 上り専用のもおよび下り専用のもを設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。

イ 踏み段の表面およびくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあるものとする。

エ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。

オ くし板の端部と踏み段の色の明度の差が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。

カ エスカレーターの上端および下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上り専用または下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。

キ 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

ク 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができるものとし、かつ、車止めを設けること。

(9) 移動円滑化経路に改札口を設ける場合は、そのうち1以上は、有効幅が80センチメートル以上とすること。

《解説》

この項は、公共交通機関の施設において、公共用通路から車両等の乗降口までの経路を高齢者、障害者等の円滑な移動に適するもの（移動円滑化経路）にすることについて定めた基準です。

(1)の「一般交通用施設」とは、道路、駅前広場、通路その他の施設のことをいい、また「公共用通路」とは、公共交通機関の施設の営業時間内において、常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、公共交通機関の施設の外部にあるものをいいます。「乗降場ごとに1以上」とは、それぞれの乗降場に至る経路が複数想定される場合に、乗降場ごとに少なくとも1ルート以上を移動円滑化経路にする必要があるということです。

(2)は、移動円滑化経路の床面に高低差がある場合に傾斜路またはエレベーター等を設けることについて規定しています。

(3)は、公共交通機関の施設に隣接し、一体的に利用される他の施設に設けられた、整備基準に適合する構造の傾斜路またはエレベーターを利用することにより、公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合等については、(2)の規定によらず、当該公共交通機関の施設に傾斜路またはエレベーターを設置することを求めないことを定めています。

(4)は、移動円滑化経路と公共用通路との間の出入口の構造に関する規定です。出入口の有効幅は、車いす使用者が円滑に通行できる寸法として90cmとすることとしています。

(5)は、移動円滑化経路を構成する通路の構造に関する規定です。有効幅は、車いす使用者と歩行者がすれ違うことができ、かつ、車いすを180度転回させることができる寸法

として140cm以上とすることとしています。なお、この基準の他に2の項で規定する通路の基準が適用されます。

(6)は、移動円滑化経路を構成する傾斜路の構造に関する規定です。この基準の他に3の項で規定する傾斜路の基準が適用されます。

(7)は、移動円滑化経路を構成するエレベーターの構造に関する規定です。イのかごの大きさ(内法幅140cm、内法奥行き135cm)は、JIS規格の定員11人乗りの大きさに該当します。また、「かごの出入口が複数あるエレベーター」とは、いわゆるウォークスルー型のエレベーターのことを指しており、こうした形式で車いす使用者が円滑に乗降できる形状等を有するものについては、かご内で車いすを180度転回させる必要がないことから、11人乗りの大きさ、形状でなくてもよいこととしています。

(8)は、移動円滑化経路を構成するエスカレーターの構造に関する規定です。不特定多数の旅客が同時に移動する公共交通機関の施設の特性から、だれもが安全で快適に移動できるようにするために必要な構造および車いす使用者が利用できるようにするための構造について規定しています。

整備箇所	整備基準
2 通路	<p>多数の者の利用に供する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>イ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。</p> <p>ウ 手すりを設けること。</p> <p>(3) 有効幅は、120センチメートル以上とすること。</p>

《解説》

この項は、多数の者が利用する通路のすべてについて適用される共通の基準です。

(1)および(2)の規定は、1の(5)の移動円滑化経路を構成する通路についても適用されます。

整備箇所	整備基準
3 傾斜路	<p>多数の者の利用に供する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(4) その前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p>

《解説》

この項は、多数の者が利用する傾斜路のすべてについて適用される共通の基準です。

1の(6)の移動円滑化経路を構成する傾斜路についても、この規定が適用されます。

(3)は、杖先や車いすの車輪が落ちないようにするために、傾斜路の両側に立ち上がり部または壁面を設けることとしたものです。

整備箇所	整備基準
4 階段	<p>多数の者の利用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字による表示をはり付けること。</p> <p>(3) 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 踏面の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(6) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。</p> <p>(7) 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>

《解 説》

この項は、多数の者が利用する階段について適用される基準です。階段は、1の項でいう移動円滑化経路に該当しませんが、だれもが安全で快適に利用できる施設とするために、求められる構造について規定しています。

(7)は、視覚障害者や杖歩行者の杖先が落ちないようにするために、階段の両側に立ち上がり部または壁面を設けることとしたものです。

整備箇所	整備基準
5 視覚障害者誘導用ブロック等	<p>(1) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって、公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>(2) (1)に定める構造の通路等と1の(7)のロに定める構造の乗降口ビーに設ける操作盤、6の(5)に定める構造の設備（音によるものを除く。）、便所の出入口および8に定める構造の乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、(1)のただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 階段、傾斜路およびエスカレーターの上端および下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。</p>

《解 説》

この項は、通路等に視覚障害者を誘導するための設備を設けることについて定めた基準です。

(1)は、公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等に、視覚障害者誘導用ブロック等または音声等の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けることを規

定しています。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備の間の誘導が適切に実施されるときは、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設等の措置は求めていません。

(2)は、(1)の通路等とエレベーターの乗降口ピーにおける操作盤、6の(5)に定める案内設備、便所の出入口などとの間の経路を構成する通路等についても、(1)と同様に視覚障害者誘導ブロック等の敷設などを求めるものです。

(3)は、多数の者の利用に供する階段、傾斜路、エスカレーターに適用される規定です。

整備箇所	整備基準
6 案内設備	<p>(1) 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備および音声により提供するための設備を備えたものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 昇降機、便所または乗車券等販売所（以下「移動円滑化のための主要な設備」という。）の付近には、移動円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(3) 公共用通路に直接通ずる出入口または改札口の付近には、移動円滑化のための主要な設備（1の(3)の規定により昇降機を設けない場合にあつては、1の(3)に規定する他の施設のエレベーターを含む。(5)において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) (2)の標識または(3)の案内板その他の設備の高さ、文字の大きさ、標示等は、高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいものとするほか、必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示を行うこと。</p> <p>(5) 公共用通路に直接通ずる出入口または改札口の付近その他の適切な場所に公共交通機関の施設の構造および主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>

《解説》

この項は、車両等の運行や主要な設備等に関する情報を旅客に提供するための案内設備に関する基準です。

(1)は、車両等の乗り場や発車時刻、行き先等の運行に関する情報を文字および音声で提供するための設備を設けることについて規定しています。ただし、これらの設備を稼働するための電気設備そのものがない場合などについては、設置を求めていません。

(2)および(3)は、昇降機、便所または乗車券等販売所が設置されている旨を表示する標識をこれらの設備の付近に設けることおよびこれらの設備の配置を表示した案内板等を出入口または改札口の付近に設けることについて規定しています。この場合の便所に関する表示の内容は、7の(3)のイまたは(4)のイに規定する標識および7の(6)のアからウまでの設備が設置されている旨の表示も含まれます。

(4)は、(2)または(3)の案内設備の表示方法について規定しています。

整備箇所	整備基準
7 便所	(1) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。

- ア 便所の出入口付近に男子用および女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）ならびに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。
 - イ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
 - ウ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器その他これに類する小便器を設けること。
 - エ ウに定める構造の小便器には、手すりを設けること。
 - オ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。
- (2) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる規定によるほか、次のいずれかに定める構造とすること。
- ア 便所（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。
 - イ 車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所とすること。
- (3) (2)のアの便房が設けられた便所は、次に定める構造とすること。
- ア 移動円滑化経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、1の(5)に定めるものとする。
 - イ 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - ウ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
 - エ 出入口には、車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設けること。
 - オ 出入口に戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。
 - (ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (イ) 車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものとする。
 - カ 車いす使用者の円滑な利用に適した十分な空間を確保すること。
- (4) (2)のアの便房は、次に定める構造とすること。
- ア 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - イ 出入口には、当該便房が車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。
 - ウ 腰掛便座および手すりを設けること。
 - エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。
 - オ (3)のイ、オおよびカに定める構造とすること。
- (5) (2)のイの便所は、(3)のアからウまで、オおよびカならびに(4)のイからエまでに定める構造とすること。この場合において、(4)のイ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」とする。
- (6) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）第2条第5項に規定する特定旅客施設に該当する公共交通機関の施設に多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便房または便

所を1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を設けること。
ア 人工肛門または人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を備えた便房または便所
イ 乳幼児いす等の乳幼児を座らせることができる設備を備えた便房または便所
ウ 乳幼児ベッド等の乳幼児のおむつ替えができる設備を備えた便所（便所以外におむつ替えができる場所を設ける場合を除く。）

《解 説》

この項は、多数の者が利用する便所を設ける場合について適用される基準です。したがって、便所がない場合や施設の従業員や管理者のみが利用する便所には適用されません。

(1)は、すべての便所に共通する構造について規定しています。

(2)は、車いす使用者等の円滑な利用に適した便所の構造について規定しています。このうち、アは便所内に車いす使用者等のための便房を設けることについて、イは車いす使用者等のための便所を設けることについて規定しており、1以上の便所をアまたはイのいずれかの構造とすることを求めています。

(3)は、(2)のアの便所の構造について、(4)は、(2)のアの便所に設ける便房の構造について、それぞれ規定しています。

(3)のアは、移動円滑化経路と便所との間の通路について、そのうち1以上を有効幅140cm以上とするなど1の(5)に定める構造とすることを求めています。また、(3)の力における「車いす使用者の円滑な利用に適した十分な空間」とは、車いす使用者が円滑に移動し、必要に応じて転回することができる空間のことをいいます。

(5)は、(2)のイの便所について、(3)および(4)に定める構造とすることを規定しています。

(6)は、一定規模以上の公共交通機関の施設における便所の構造について規定しています。ここでいう「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第2条第5項に規定する特定旅客施設」とは、「利用者が相当数であることまたは相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当する」旅客施設のことをいい、同法施行令で次のとおり定められています。なお、特定旅客施設に該当する場合に求められる便所の構造は、建築物に関する整備基準の4の(5)および(6)の規定と同様です。

(参 考)

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（抜粋）

平成12年10月4日政令第443号

最終改正年月日：平成12年10月27日政令第464号

内閣は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）第2条第5項、第5条第1項、第2項及び第3項ただし書、第9条第4項ただし書並びに第13条第1項及び第3項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定旅客施設の要件）

第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第5項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該旅客施設の1日当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新た

に建設される場合にあっては、当該旅客施設の1日当たりの平均的な利用者の人数の見込み)が5,000人以上であること。

二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は身体障害者の人数(当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設を利用する高齢者又は身体障害者の人数の見込み)が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は身体障害者の人数と同程度以上であると認められること。

イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。

ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び身体障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する身体障害者の人数が、全国の区域における人口及び身体障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する身体障害者の人数以上であること。

三 前二号に掲げるもののほか、次のいずれにも該当するものであって、当該旅客施設の利用の状況からみて、当該旅客施設について移動円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

イ 当該旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われる範囲(以下「徒歩圏」という。)内に、当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設が所在していること。

ロ 当該旅客施設、徒歩圏内に所在する一般交通用施設及び当該旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される公共用施設の構造及び設備の状況、当該旅客施設を利用する高齢者、身体障害者等の移動に係る経路の状況等からみて、当該旅客施設を中心とする地域における移動円滑化を図る上で、移動円滑化のための事業を一体的に実施することが効率的かつ効果的であること。

(以下省略)

整備箇所	整備基準
8 乗車券等販売所、待合所および案内所	<p>(1) 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 移動円滑化経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上は、1の(5)に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>a 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものとすること。</p> <p>(ウ) (イ)に規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に</p>

	<p>支障となる段を設けないこと。</p> <p>(I) 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>ウ 受付カウンター等を設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易に受付カウンター等の前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 待合所および案内所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に定める構造とすること。この場合において、(1)中「乗車券等販売所」とあるのは、「待合所および案内所」とする。</p>
--	--

《解 説》

この項は、乗車券等販売所などを設ける場合に適用される基準です。したがって、乗車券等販売所などを設けない場合には適用されません。

(1)は、乗車券等販売所の構造について規定しています。アは、移動円滑化経路と乗車券等販売所との間の通路について、そのうち1以上を有効幅140cm以上とするなど(5)に定める構造とすることを求めるものです。ウの「車いす使用者の円滑な利用に適した構造」とは、受付カウンター等の上端の高さが車いす使用者にとって利用しやすいものであり、受付カウンター等の下部に車いす使用者のひざや車いす自体が入るような空間が確保されていることをいい、受付カウンター等を設ける場合は、そのうち1以上をこうした構造とすることを求めています。

整備箇所	整備基準
9 券売機	<p>乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 金銭投入口および操作ボタンは、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとすること。</p> <p>(2) 点字による表示を行うこと。</p>

《解 説》

この項は、乗車券等販売所に券売機を設ける場合に適用される基準です。したがって、券売機を設けない場合や乗車券等販売所自体を設けない場合には適用されません。

なお、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合については、人的対応によって高齢者、障害者等の円滑な利用を図ることができるため、(1)および(2)の規定は適用されません。

整備箇所	整備基準
10 休憩設備	<p>高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p>

《解 説》

この項は、高齢者、障害者等の休憩設備を設けることについて定めた基準です。

この休憩設備は、11の項におけるプラットホーム上のベンチとは別のもので、1以上設置を求めているものです。ただし、駅舎等が狭いことなどにより、旅客の円滑な流動に支障となるおそれがある場合については、移動の安全性を優先して設置を求めな

いこととしています。

整備箇所	整備基準
11 鉄道駅	<p>(1) 鉄道駅のプラットホームは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対し、これを警告するための設備を設けること。</p> <p>イ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らにすること。</p> <p>ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間または段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ 排水のための横断こう配は、1パーセントを標準とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>カ ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>キ プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>ク 列車の接近を文字等により警告するための設備および音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ケ 1以上のベンチを設けること。</p> <p>(2) (1)のエおよびクの規定は、ホームドアまたは可動式ホームさくが設けられたプラットホームについては、適用しない。</p> <p>(3) 鉄道駅の適切な場所に列車に設けられる車いす使用者のための乗車設備に通ずる旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示すること。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>

《解 説》

この項は、鉄道駅のプラットホーム等の構造に関する基準です。

(1)は、プラットホームの構造について規定しています。アおよびイでは、プラットホームと車両の乗降口との位置関係について、相互の間隔をできる限り小さくすることおよび床面の高さをできる限り平らにすることを求めています。また、エでは、プラットホームにおける転落の危険性に対して車いす使用者等の安全を確保するため、排水のための横断勾配は1%を標準とすることとしています。カは、視覚障害者の転落を防止するため、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の設備のいずれかを設けることを求めています。

整備箇所	整備基準
12 乗船場	<p>(1) 船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下「乗降用設備」という。）を設置する場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 手すりを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、5の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設しないことができる。</p> <p>(3) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けること。</p>

《解説》

この項は、港湾の旅客施設における乗船場の構造に関する基準です。

(1)は、タラップ等の乗降用設備を設置する場合の構造について規定しています。

(2)は、(1)の乗降用設備の他、波浪の影響により揺れが発生する浮き桟橋などの旅客が転倒するおそれがある場所については、視覚障害者誘導用ブロック等がつかずきの原因となるおそれがあることから、これを敷設しないことができることとしたものです。

(3)は、視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所に、転落を防止するためのさく、点状ブロック等その他の設備のいずれかを設けることを求めています。

整備箇所	整備基準
13 授乳場所	<p>高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第2条第5項に規定する特定旅客施設に該当する公共交通機関の施設には、授乳場所を設置し、ベビーベッドおよびいすまたはこれらに代わる設備を設けること。</p>

《解説》

この項は、一定規模以上の公共交通機関の施設について授乳場所を設置することを定めた基準です。対象となる一定規模以上の施設は、7の(6)と同様に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第2条第5項に規定する特定旅客施設」に該当するものとしています。

整備箇所	整備基準
14 公衆電話所	<p>公衆電話所を設ける場合は、そのうち1以上は、第1の21に定める構造とすること。</p>

《解説》

この項は、公衆電話所を設ける場合について適用される基準です。したがって、公衆電話所がない場合には適用されません。その構造は、第1建築物に関する整備基準の21の項によることとしています。

5 參考資料

事前届出制度の概要

1 基本的な考え方

高齢者、障害者、妊産婦、病弱者などが、自らの意志で自由に行動でき、生きがいを持って住み慣れた地域で暮らすことができる生活環境の整備を進めるため、福祉のまちづくり条例では、公益的施設等のうち、特に公共性の高い一定規模以上の施設を特定施設として位置付け、その新築等を行う事業者に対して整備基準の遵守を義務づけています。さらに、新築等を行う際には、事業者に対して事前の届出を義務付け、行政において整備基準への適合を審査した上で、整備基準に満たないものについては、指導助言により事業者の理解と協力を求めようとするものです。

また、既存施設については、設置者等に対して施設の適合状況の把握に努めることを求めるとともに、必要に応じて整備計画届出書（特定施設整備基準に適合させるための工事の計画）の提出を求めるとしています。

2 事前届出手続の流れ

事前届出制度は、新築等の計画の内容について工事に着手するまでに届け出て、整備基準への適合状況に関する審査等を行おうとするものですが、不十分な部分があった場合にも、整備基準への適合に向けた設計内容の変更等ができるよう、建築確認を受けるまでのできる限り早い段階で、事前協議書または届出書の提出による手続きを行う必要があります。

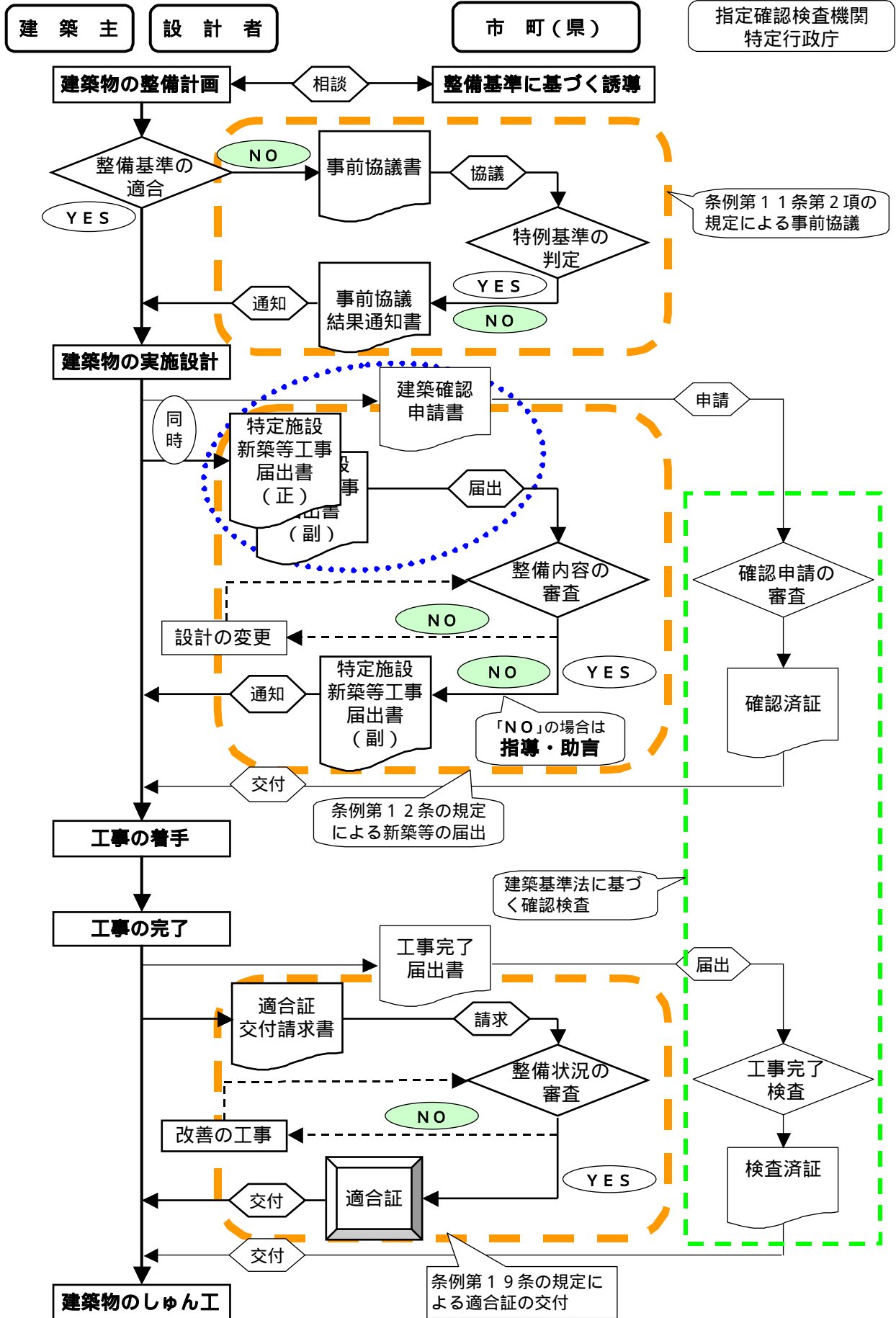
この手続きについては、地域の特性を生かしたまちづくりに積極的に取り組むためには、県民にとってより身近な市町で行うことが適当であると考えられることから、特定施設の事前協議および届出の受付、指導助言等の事務は、基本的に市町において行うものとしています。これらの手続きの流れは、別図（条例に基づく事務手続きの流れ（建築物））のとおりです。

3 適合証の交付

特定施設整備基準に適合した建築物等について、高齢者、障害者等だけでなく、だれもが円滑に利用できる施設であることを広く知らせることにより、福祉のまちづくりについて啓発するとともに、あらゆる人々の行動範囲の拡大を図ることを目的として、設置者等からの請求に基づき「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例適合証」を交付することとしています。

交付にあたっては、請求に基づき現地を調査した上で、整備基準に適合しているかどうかを確認することとしています。

条例に基づく事務手続の流れ（建築物）



条例の対象施設一覧表

公益的施設等の区分	施設の根拠等	対象施設の具体例	特定施設
1 病院・診療所等	医療法第1条の5第1項に規定する病院	病院	すべてのもの
	医療法第1条の5第2項に規定する診療所	診療所	
	医療法第2条第1項に規定する助産所	助産所	
2 身体障害者更生援護施設等	児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設および重症心身障害児施設	助産施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設	すべてのもの
	身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設	
	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	
	知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者援護施設	知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム	
	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター	
	老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム	有料老人ホーム(老人福祉施設でないもの)	
	介護保険法第7条第22項に規定する介護老人保健施設	介護老人保健施設	
3 社会福祉施設等(2を除く。)	児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち、上記2の に掲げるものおよび児童遊園を除く	乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設(児童遊園を除く)、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	すべてのもの
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター	
	社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保館等	隣保館	
	売春防止法第36条に規定する婦人保護施設	婦人保護施設	
	母子及び寡婦福祉法 第38条に規定する母子福祉施設	母子福祉センター、母子休養ホーム	
4 公会堂・集会場	公会堂または集会場の用途に供する建築物	市民会館、文化芸術会館、公民館、研修施設、冠婚葬祭施設等	すべてのもの
5 図書館・博物館等	図書館法第2条第1項に規定する図書館	図書館	すべてのもの
	博物館法第2条第1項に規定する博物館	琵琶湖文化館、近代美術館、琵琶湖博物館、大津市歴史博物館、佐川美術館など	
	博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設	滋賀大学経済学部附属資料館、近江神宮時計博物館、田上鉱物博物館	
	その他これらに類する施設	陶芸の森	

6 金融機関等	商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫の事務所	商工組合中央金庫大津支店・彦根支店	すべてのもの
	農業協同組合法第10条第1項第2号および第3号の事業を併せ行う農業協同組合および農業協同組合連合会の事務所	滋賀県信用農業協同組合連合会、レーク大津農業協同組合ほか	
	証券取引法第2条第9項に規定する証券会社の本店その他の営業所		
	国民生活金融公庫法による国民生活金融公庫の事務所	国民生活金融公庫大津支店・彦根支店	
	中小企業等協同組合法第3条第2号に規定する信用協同組合の事務所	滋賀県・滋賀県民・京滋・近畿産業信用組合	
	信用金庫法による信用金庫の事務所	滋賀中央・湖東・長浜・京都・京都中央信用金庫	
	中小企業金融公庫法による中小企業金融公庫の事務所	中小企業金融公庫大津支店	
	労働金庫法による労働金庫の事務所	近畿労働金庫	
	銀行法第2条第1項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所	みずほ銀行、UFJ銀行、りそな銀行、滋賀銀行、びわこ銀行、京都銀行、大垣共立銀行など	
貸金業の規制等に関する法律第2条第2項に規定する貸金業者の営業所または事務所			
7 郵便局	日本郵政公社法第20条第1項に規定する郵便局	普通郵便局、特定郵便局、簡易郵便局	すべてのもの
8 公益事業施設	ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業の用に供する事務所	大阪ガス(株)の支店および営業所	すべてのもの
	電気事業法第2条第1項第1号に規定する一般電気事業の用に供する事務所	関西電力(株)の支店及び営業所	
	電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業(同法第9条ただし書に規定する電気通信回線設備の設置を伴うものに限る。)の用に供する事務所	NTT(株)の支店および営業所	
9 劇場・映画館等	劇場、映画館、観覧場その他これらに類する施設	映画館、演劇場、演芸場、音楽ホール、競艇場、競輪場等	すべてのもの
10 公衆便所	公衆便所の用途に供する建築物		すべてのもの
11 火葬場	火葬場の用途に供する建築物		すべてのもの
12 工場	工場の用途に供する建築物		見学のための施設を有するもの
13 学校等	学校教育法第1条に規定する学校	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園	すべてのもの
	学校教育法第82条の2に規定する専修学校	専修学校	
	学校教育法第83条第1項に規定する各種学校	各種学校	
	職業能力開発促進法第15条の6第1項各号に掲げる施設の用途に供する建築物	職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校	
14 自動車教習所等	自動車教習所または学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設		200㎡を超えるもの
15 公衆浴場	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場		300㎡を超えるもの

16 購買施設等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗または卸売市場	百貨店、スーパー、物品販売店舗、ガソリンスタンド、卸売市場など	200㎡を超えるもの(コンビニエンスストアにあっては、100㎡を超えるもの)
17 サービス施設	理容所、美容所、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗	理容・美容店、貸衣装店、クリーニング取次店、質屋、旅行代理店など	200㎡を超えるもの
18 飲食店等	飲食店またはキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設	食堂、レストラン、喫茶店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど	200㎡を超えるもの
19 体育館等	体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、遊泳用プールその他のスポーツ施設	体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、遊泳プール、スポーツの練習場など	1,000㎡を超えるもの
20 旅館等	旅館業法第2条第1項に規定する旅館業の施設	ホテル、ビジネスホテル、旅館、民宿、ペンションなど	1,000㎡を超えるもの
21 展示場	展示場の用途に供する建築物	自動車展示場	1,000㎡を超えるもの
22 遊技場	遊技場の用途に供する建築物	麻雀店、パチンコ店、喫茶店	1,000㎡を超えるもの
23 自動車車庫	自動車の停留または駐車用途に供する建築物		1,000㎡を超えるもの
24 事務所	事務所の用途に供する建築物		法律事務所、会計事務所、建築事務所、保険業、建設業または不動産業を営む事務所で3,000㎡を超えるもの
25 共同住宅等	共同住宅、寄宿舎または下宿の用途に供する建築物	マンション、アパート、公営住宅、寄宿舎、下宿	50戸または2,000㎡を超えるもの
26 官公庁舎等	官公庁舎	国、県、市町の庁舎	すべてのもの
	第12条第1項各号に掲げる者の事務所	公社、公団、独立行政法人など	
27 複合用途施設	15から23のまでに規定する用途の区分のうち、異なる2以上の用途に供する建築物で、これらの用途面積の合計が1,000㎡を超えるもの		すべてのもの
道 路	道路法第2条第1項に規定する道路(専ら自動車の交通の用に供するものを除く。)	国道、県道、市町道	すべてのもの
公 園	児童福祉法第40条に規定する児童遊園	児童遊園	すべてのもの
	都市公園法第2条第1項に規定する都市公園その他これに類する公園	都市公園	
	動物園、植物園または遊園地(都市公園であるものを除く)	遊園地、動物園、植物園	
	港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地	緑地	
	社寺、史跡その他これらに類する施設のうち公衆の観覧に供する施設	神社、仏閣、史跡	
駐 車 場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場	路外駐車場	駐車場法第12条の規定による届出をしなければならないもの
公共交通機関の施設	鉄道事業法第8条第1項に規定する停車場のうち駅	JRの駅、近江鉄道の駅、京阪電車の駅、信楽高原鐵道の駅	すべてのもの
	港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設	大津港、彦根港など	

医療、福祉関係施設に関する用途区分一覧表

施設用途区分	根拠法令	だれもが住み たくなる福祉 滋賀のまちづ くり条例	ハートビル法		滋賀県 建築基準条例	
			特別特定 建築物	区分 (A)	特殊 建築物	区分 (B)
病院	医療法第1条の5第1項	1 病院・診 療所等		(2)	(*1)	(9)
診療所	医療法第1条の5第2項					(10)
助産所	医療法第2条第1項					
児童福祉施設(1)	児童福祉法第7条	2 身体障害 者更生援護 施設等	(特定建築物)			(10)
助産施設				(9)		
知的障害児施設						
知的障害児通園施設						
盲ろうあ児施設						
肢体不自由児施設						
重症心身障害児施設						
身体障害者更生援護施設	身体障害者福祉法第5条第1項					
身体障害者更生施設				(9)		(10)
身体障害者療護施設				(10)		
身体障害者福祉ホーム				(*2)	(9)	(対象外)
身体障害者授産施設					(10)	(10)
身体障害者福祉センター					(10)	(対象外)
補装具製作施設						
盲導犬訓練施設						
視聴覚障害者情報提供施設						
保護施設	生活保護法第38条第1項					
救護施設			(*2)	(9)	(10)	
更生施設						
医療保護施設						
授産施設				(*2)	(9)	
宿泊提供施設					(10)	
知的障害者援護施設	知的障害者福祉法第5条第1項					
知的障害者デイサービスセンター			(*2)	(9)	(10)	
知的障害者更生施設						
知的障害者授産施設						
知的障害者通働寮						
知的障害者福祉ホーム						
老人福祉施設	老人福祉法第5条の3					
老人デイサービスセンター				(10)		
老人短期入所施設				(9)		
養護老人ホーム					(10)	
特別養護老人ホーム						
軽費老人ホーム						
老人福祉センター				(10)		
老人介護支援センター						
有料老人ホーム	老人福祉法第29条第1項			(9)		
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護保険法第7条第21項					
介護老人保健施設	介護保険法第7条第22項			(2)	(対象外)	
児童福祉施設(2)	児童福祉法第7条	3 社会福祉 施設等(2 を除く。)	(特定建築物)			(10)
乳児院				(10)		
母子生活支援施設						
保育所						
児童厚生施設						
児童養護施設						
情緒障害児短期治療施設						
児童自立支援施設						
児童家庭支援センター						
精神障害者社会復帰施設	精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律第50条の2第1項					
精神障害者生活訓練施設						
精神障害者授産施設						
精神障害者福祉ホーム						
精神障害者福祉工場						(10)
精神障害者地域生活支援センター						
隣保館等	社会福祉法第2条第3項第11号				(対象外)	
婦人保護施設	売春防止法第36条				(10)	
母子福祉施設	母子及び寡婦福祉法第38条					
母子福祉センター						
母子休養ホーム						
母子保健施設(母子健康センター)	母子保健法第22条	26 官公庁 舎等		(8)		(10)

<凡 例> 区分(A)…… ハートビル法施行令第2条各号の用途区分を示す。
 区分(B)…… 滋賀県建築基準条例第6条各号の用途区分を示す。
 …………… ハートビル法第2条第3号に規定する特別特定建築物に該当するものを示す。
 …………… 滋賀県建築基準条例第6条に規定する特殊建築物に該当するものを示す。

注) *1…… 患者の収容施設のあるものに限る。
 *2…… 主として高齢者、身体障害者等が利用する場合に限る。

条例と関係法令等における対象施設および整備基準の関係

建築物関係

適用される整備基準		出入口、廊下等、	傾斜路、階段、	敷地内通路	案内場所までの経路	工便所、駐車場、エレベーター、	授乳場所、客席、浴室等、	更衣室・シャワー室、	客室、受付カウンター等、	公衆電話所、券売機、	案内標示等、	緊急時の避難設備、	休憩設備
対象施設の用途区													
8	公益事業施設（電気、ガス、電話事業）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">ハートビル法に基づく特定建築物</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">利用円滑化基準の適合努力義務</div>											
1 2	工場												
1 4	自動車教習所等（自動車教習所、学習塾等）												
1 6	購買施設等（卸売市場に限る。）												
2 4	事務所												
1 3	学校等（盲学校、聾学校、養護学校を除く。）												
1 8	飲食店等（ダンスホール、キャバレー等）												
2 5	共同住宅等（共同住宅、寄宿舎、下宿）												
1	病院・診療所等												
2	身体障害者更生援護施設、老人福祉施設等												
3	児童福祉施設（2を除く）、母子福祉施設等												
4	公会堂・集会場												
5	図書館・博物館等												
9	劇場・映画館等												
1 3	学校等（盲学校、聾学校、養護学校に限る。）												
1 5	公衆浴場												
1 6	購買施設等（卸売市場を除く物品販売店舗等）												
1 8	飲食店等（飲食店に限る。）												
1 9	体育館等（体育館、ボート場等）												
2 0	旅館等（旅館、ホテル等）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">ハートビル法に基づく特別特定建築物</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">利用円滑化基準の適合義務</div>											
2 1	展示場												
2 2	遊技場												
6	金融機関等（銀行、信用金庫、農協等）												
7	郵便局												
1 0	公衆便所												
1 7	サービス施設（理容店、旅行代理店等）												
2 3	自動車の停留または駐車のための施設												
2 6	官公庁舎等												
	公共交通機関の施設（建築物の部分に限る。）												
1 1	火葬場												

【備考】

- この表は、福祉のまちづくり条例および関係法令等における対象施設と適用される整備基準について、その関係の概要を示したものであり、各用途区分における具体的対象施設や整備基準における具体的規定の適用に関して、個別にみた場合にはこの表と異なる場合があります。
- 滋賀県建築基準条例に基づく特殊建築物については、上記の該当する用途区分の施設の内、当該用途に供する部分の床面積が1,000㎡を超えるもの（共同住宅等にあつては、住戸等の数が50を超えるもの）に対して当該条例の関係規定が適用されます。
- ハートビル法に基づく特別特定建築物については、上記の該当する用途区分の施設の内、新築または増築等に係る部分の床面積が2,000㎡以上のものに対して利用円滑化基準の適合義務が生じます。
- ハートビル法に基づく特定建築物については、上記の該当する用途区分の施設を建築、修繕または模様替する場合に対して利用円滑化基準の適合努力義務が生じます。

対象施設ごとの特定施設整備基準適用一覧表

特定施設 (下欄) 対象面積等		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		病院・診療所等	施設等 身体障害者更生援護 ア	(2を除く) 社会福祉施設等 ア	公会堂・集会場	図書館・博物館等	金融機関等	郵便局	公益事業施設	劇場・映画館等	公衆便所
整備箇所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	廊下等	(1) 表面の仕様(粗面または滑りにくい材料)									
		(2) 段の仕様(2階段に準じるもの)									
		(3) 階段等の端に近接する部分に点状ブロック等の敷設<*1>									
2	階段	(1) 手すりの設置<*1>									
		(2) 回り段の制限<*2>									
		(3) 表面の仕様(粗面または滑りにくい材料)									
		(4) 踏面の識別のしやすさ									
		(5) つまずきにくい構造									
		(6) 踊場の部分に点状ブロック等の敷設<*1>									
3	傾斜路	(1) 手すりの設置									
		(2) 表面の仕様(粗面または滑りにくい材料)<*2>									
		(3) 傾斜がある部分の識別のしやすさ									
		(4) 踊場の部分に点状ブロック等の敷設<*1>									
4	便所	(1) 車いす使用者便所の設置<*1>									
		(2) 車いす使用者便所以外の便所の仕様	A								
		(3) 男子小便器の仕様 ・床置き小便器の設置									
		(3) 男子小便器の仕様 ・床置き小便器に手すりの設置	A								
		(4) 高齢者、障害者等に配慮した洗面器の設置									
		(5) オストメイトのための洗浄設備等を備えた便所の設置<*3>		C							E
		(6) 乳幼児のための設備の設置<*3>			D						E
(7) (5)および(6)の設備に関する表示<*3>		C	D						E		
5	敷地内通路	(1) 表面の仕様(粗面または滑りにくい材料)									
		(2) 段の仕様(2階段に準じるもの)<*1>									
		(3) 傾斜路の仕様									
		(4) 排水溝の仕様(支障のない溝ぶたの設置)									
6	駐車場	(1) 車いす使用者駐車施設の設置<*1>									
		(2) 車いす使用者駐車施設の仕様<*1>									
7	利用円滑化経路	(1) 利用円滑化経路の設置<*1>									
8	利用円滑化経路の 段差	利用円滑化経路の段差の制限									
		傾斜路またはエレベーター等の併設<*1><*2>									
9	利用円滑化経路の 出入口	(1) 幅の確保(80cm以上)									
		(2) 戸の仕様(円滑に通過できる構造等)<*2>									
10	利用円滑化経路の 廊下等	(1) 幅の確保(120cm以上)									
		(2) 車いすの転回が可能な場所の確保<*1>									
		(3) 戸の仕様(円滑に通過できる構造等)									
11	利用円滑化経路の 傾斜路	(1) 幅の確保(120cm以上)									
		(2) こう配の限度(12分の1以下等)									
		(3) 高さが75cmを超える傾斜路の仕様									
12	利用円滑化経路の エレベーター等	(1) エレベーターおよび乗降口ビーの仕様<*1>									
		(2) 特殊な構造等のエレベーター等の仕様<*1>									
13	利用円滑化経路の 敷地内通路	(1) 幅の確保(120cm以上)									
		(2) 車いすの転回が可能な場所の確保									
		(3) 戸の仕様(円滑に通過できる構造等)									
		(4) 傾斜路の仕様									
14	案内場所までの経 路	(1) 視覚障害者利用円滑化経路の設置									
		(2) 視覚障害者利用円滑化経路の仕様<*1>									
		(3) 案内場所がない場合の仕様									
15	授乳場所	授乳場所の設置<*3>			D						
16	観覧席・客席	(1) 車いす使用者席の設置									
		(2) 車いす使用者席までの経路の仕様									
17	浴室等	(1) 浴槽および洗い場の仕様	A								
		(2) 脱衣室の仕様(18に定める構造)	A								
18	更衣室およびシャ ワー室	(1) 室内の仕様(十分な床面積の確保等)									
		(2) 出入口の仕様(9に定める構造)									
19	客 室	(1) 出入口の仕様(9に定める構造)									
		(2) 室内の仕様(十分な床面積の確保)									
		(3) 障害者等が円滑に利用できる便所の設置									
		(4) 障害者等が円滑に利用できる浴室の設置									
20	受付カウンター等	受付カウンター等の仕様									
21	公衆電話所	(1) 電話台の仕様									
		(2) 出入口の仕様(9に定める構造)									
22	券売機	(1) 金銭投入口および操作ボタンの仕様									
		(2) 点字による表示									
23	案内標示等	(1) 案内板の仕様									
		(2) 診察等に関する文字表示装置の設置		B							
		(3) 案内板または標識の表示方法									
24	緊急時の避難設備	(1) 点滅灯および音声誘導装置の設置									
		(2) 防火戸に設けるくぐり戸の仕様									
25	休憩設備	高齢者、障害者等のための休憩設備の設置<*3>									

【凡 例】 条例に基づく特定施設整備基準の適用があるもの

特定施設の適用関係について（建築物）

1 特定施設の適用原則

「特定施設」とは、条例第2条第1項に規定する公益的施設等のうち、規則で定めるもの（条例施行規則第2条第2項、別表第1）のことをいいます。例えば、公益的施設等に該当する「飲食店等」であれば、そのうち当該用途に供する部分の床面積（用途面積）が200㎡を超えるものが特定施設となります。

その施設が特定施設に該当するかどうかは、次の原則により判断することとなります。

< 特定施設の適用原則 >

その敷地内に存する建築物の棟ごとの用途および面積により、それぞれ個別に特定施設に該当するかどうかを判断する。

各棟の用途は、建築基準法上の敷地全体の主要用途に基づいて判断する。

各棟のそれぞれの用途に供する部分の床面積は、当該用途の主体となる部分およびそれに付随する部分を対象として判断する。（飲食店等であれば、客席を設けている部分等だけでなく、飲食店等のための厨房、事務所、倉庫なども当該用途の面積の対象となる。）

その敷地内に特定施設に該当する棟がある場合は、その敷地全体および敷地内に存するすべての棟に整備基準を適用する。ただし、多数の者の利用に供する部分がない棟については整備基準を適用しない。

2 主要用途が2以上ある施設の取扱い

（1）一般的な取扱い

一棟の建築物で2以上の主要用途がある施設については、それぞれの用途ごとに特定施設に該当するかどうかを判断することとなります。この場合、特定施設に該当しない主要用途の部分については、同一棟であっても整備基準は適用されません。

また、それぞれの用途ごとの面積は、併用（共用）部分（それぞれの施設が共通して利用する玄関ホール、廊下や共用の便所等の部分）を除いて算定するものとしています。ただし、当該併用（共用）部分は、特定施設に該当する用途の施設の利用に供する部分でもあるため、整備基準は適用されることとなります。

（2）複合用途施設の取扱い

2以上の主要用途が、別表第1の15の項から23の項までに規定する用途に該当する場合（それぞれの用途が異なる場合に限る。）で、併用（共用）部分を除いた用途面積の合計が1,000㎡を超える施設については、当該併用（共用）部分が特定施設に該当（別表第1、27の項「複合用途施設」）し、その規模に関わらず整備基準が適用されます。

3 増改築等における取扱い

（1）特定施設の適用範囲

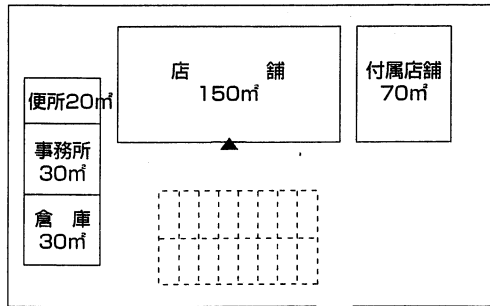
増改築等の場合には、増改築等に係る部分に既存部分も含めた施設全体を対象として、特定施設に該当するかどうかを判断することとなります。

（2）既存施設の増改築等の取扱い

特定施設に該当しない規模の施設（公益的施設等に該当）は、施設全体として特定施設の基準面積を超える増改築等を行う場合に、特定施設として整備基準が適用されることとなります。また、既存特定施設についても、増改築等を行う場合に、特定施設として整備基準が適用されることとなります。ただし、改築等の場合で、改築等の後の施設全体の規模が特定施設の基準面積を下回るようになった場合は、公益的施設等に該当することになり、整備基準は適用されません。

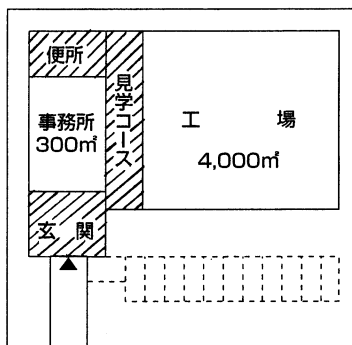
【主要な用途が1である建築物の適用例】

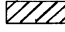
《例1》物品販売店舗



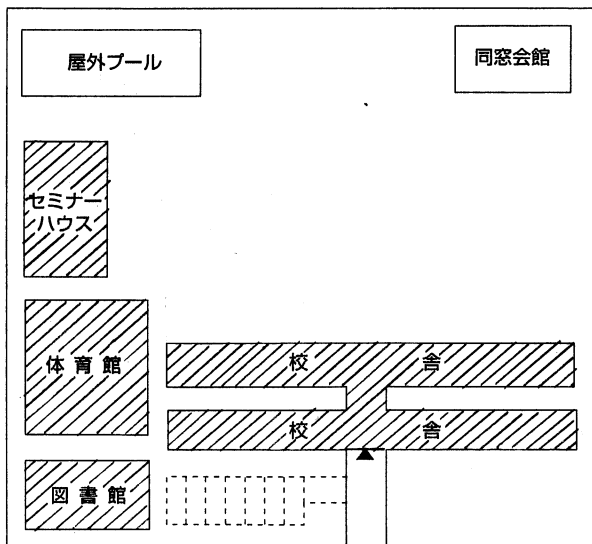
- ・主要な用途は店舗である。
- ・店舗と付属店舗は別棟であり、どちらも特定施設の基準面積である200m²を超えないため、特定施設には当たらない。
- ・図中の3棟が同一棟になっている場合は、用途面積の合計が300m²（150+70+30+30+20）で特定施設となるため、付属店舗や便所にも整備基準が適用される。

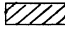
《例2》工場



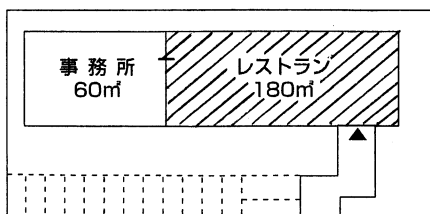
- ・主要な用途は工場である。
- ・工場内を見学するための施設を有していれば、面積にかかわらず特定施設となる。
- ・整備基準を適用する建築物の部分は、の部分である。
- ・見学施設を有しない場合は、特定施設に当たらない。

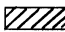
《例3》学校



- ・主要な用途は学校である。
- ・敷地内の図書館や体育館は学校の一部であるため、面積にかかわらず特定施設となる。
- ・整備基準を適用する建築物の部分は、の部分である。
- ・学校教育法に基づかない同窓会館等の施設は、特定施設に当たらない。

《例4》飲食店




- ・主要な用途は飲食店（レストラン）である。
- ・用途面積の合計は240m²（180+60）であり特定施設となる。
- ・整備基準を適用する建築物の部分は、の部分である。
- ・多数の者の利用に供しない事務所（飲食店業務用）の部分は、整備基準を適用しない。

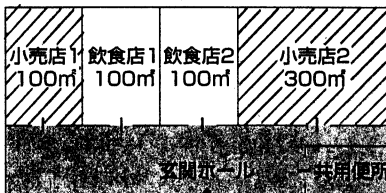
【主要な用途が2以上ある建築物の適用例】



《例1》併用(共用)部分がない施設



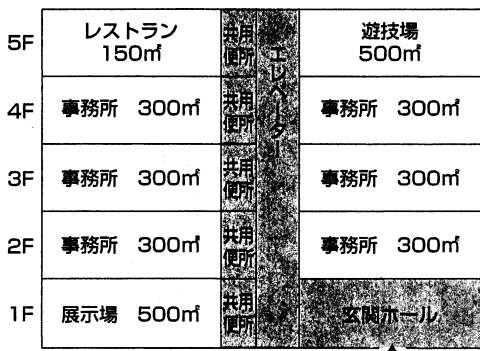
- ・主要な用途は小売店と飲食店である。
- ・屋外から直接出入りする併用(共用)部分のない施設であり、それぞれの店舗ごとに特定施設に該当するかどうかを判断するため、小売店2(300㎡)のみが特定施設となる。
- ・整備基準を適用する建築物の部分は、の部分である。

《例2》併用(共用)部分がある施設(1)



- ・主要な用途は小売店と飲食店である。
- ・併用(共用)部分を通してそれぞれの店舗の出入口に至る形式の施設であり、主要用途ごとに特定施設に該当するかどうかを判断するため、小売店の用途に供する部分(小売店1および2、合計400㎡)および併用(共用)部分が特定施設となる。
- ・公益的施設等の用途に供する部分の面積が1,000㎡以下のため、複合用途施設(27項)には当たらない。
- ・整備基準を適用する建築物の部分は、の部分およびの部分である。


《例3》併用(共用)部分がある施設(2)



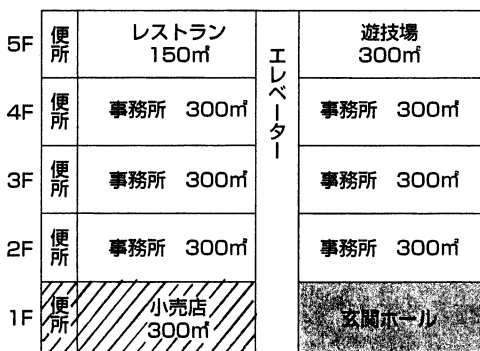
【専用部分】

- ・レストラン専用部分は150㎡ → 特定施設ではない。
- ・遊技場専用部分は500㎡ → 特定施設ではない。
- ・展示場専用部分は500㎡ → 特定施設ではない。
- ・事務所(24の項以外のもの) → 特定施設ではない。
- ・整備基準を適用する部分は、専用部分にはない。


【共用部分】

- ・共用部分 → 玄関ホール、共用便所、エレベーター等
- ・対象となる専用部分の面積の → 複合用途施設(特定合計が1,150㎡)に該当する。
- ・整備基準を適用する部分は、の部分となる。


《例4》併用(共用)部分がある施設(3)



【専用部分】

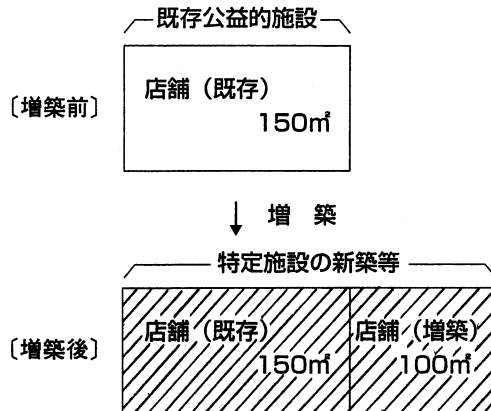
- ・レストラン専用部分は150㎡ → 特定施設ではない。
- ・遊技場専用部分は300㎡ → 特定施設ではない。
- ・小売店専用部分は300㎡ → 特定施設であり、整備基準が適用される。
- ・事務所(24の項以外のもの) → 特定施設ではない。
- ・整備基準を適用する部分は、の部分となる。

【共用部分】

- ・共用部分 → 玄関ホール、エレベーター等
- ・対象となる専用部分の面積の → 複合用途施設(特定合計が750㎡)に該当しない。
- ・エレベーター等 → 整備基準は適用されない。
- ・玄関ホール等(小売店への経路となる部分) → 整備基準が適用される。
- ・整備基準を適用する部分は、の部分となる。

【増改築等の場合の適用例】

《例1》既存の公益的施設等の増築を行う場合



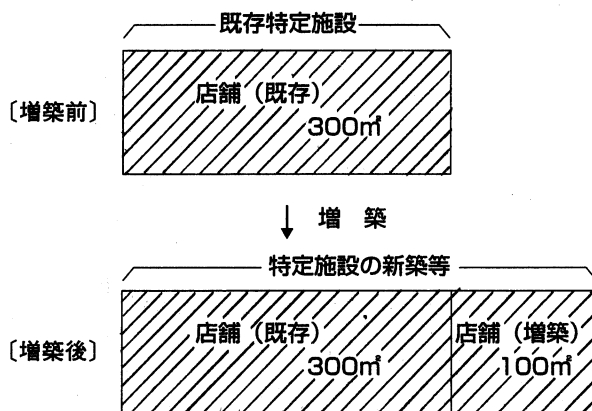
【増築前】

- ・ 特定施設には該当せず、整備基準は適用されない。
- ・ 高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう努力する義務がある。(条例第6条)

【増築後】

- ・ 既存部分と増築部分を併せた施設全体で特定施設に該当するかどうかを判断する。
- ・ 用途面積の合計は250㎡ (150+100) であり特定施設となる。
- ・ 整備基準を適用する部分は、建築物に関する整備基準の26の項の規定による。

《例2》既存の特定施設の新築等を行う場合



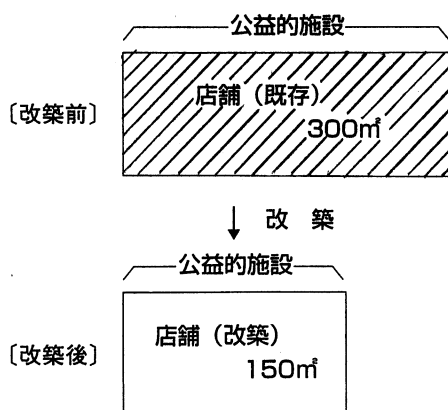
【増築前】

- ・ 既存特定施設に該当し、整備基準に適合するよう努力する義務がある。(条例第15条)

【増築後】

- ・ 既存部分と増築部分を併せた施設全体で特定施設に該当するかどうかを判断する。
- ・ 用途面積の合計は400㎡ (300+100) であり特定施設となる。
- ・ 整備基準を適用する部分は、建築物に関する整備基準の26の項の規定による。

《例3》既存の特定施設の改築を行う場合



【改築前】

- ・ 既存特定施設に該当し、整備基準に適合するよう努力する義務がある。(条例第15条)

【改築後】

- ・ 特定施設には該当せず、整備基準は適用されない。
- ・ 公益的施設等であり、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう努力する義務がある。(条例第6条)

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例解説集

平成 17 年 3 月発行
発行 滋賀県健康福祉部健康福祉政策課
〒 520-8577 大津市京町四丁目 1 - 1
TEL 077-528-3519
FAX 077-528-4850
E-mail ea00@pref.shiga.lg.jp

だれもが住みたくなる
福祉滋賀のまちづくり条例
解 説 集